

## Ⅲ 事後の危機管理

# 1. 事後評価と学校再開の準備

## 対応のポイント

### 1 安全確認の徹底

- 今以上の被害拡大（精神面を含む）がないと判断される場合、学校と教育委員会等が安全確認を行い、共通理解を図る。
- 確認後、早期に通常の学校教育活動に戻ることができるよう準備する。
- 危機管理担当の活動はその後も継続する。各班の業務等は適宜見直す。

### 2 事後評価

- 危機管理担当は、時系列でまとめた記録等から、事件・事故等の発生の要因の把握、問題点等の整理、学校・地域等の安全性の評価、安全対策の確立など、事後評価と対応に取り組む。
- 事案に応じて、学校安全委員会（学校保健安全委員会）や学校評議員会等を開催し、多様な観点から評価に取り組み、改善点を明らかにし、再発防止策を検討する必要がある。
- 改善点や再発防止策に基づいて、学校安全計画や危機管理マニュアルを見直す。

### 3 学校再開への準備

- 教育委員会、関係機関等と連携し、安全を確保し、授業の再開に向けて諸条件を整備する。
- 教育再開に向けた主な準備は以下である。
  - ・ 校内や通学路等の安全確保
  - ・ 衛生管理、安全点検
  - ・ 教室など学習場所の確保
  - ・ 教材、教具など学習用具の確保
  - ・ 指導体制の整備
  - ・ 実態に即した学習指導計画の作成

#### ☆事後評価の留意点（評価の観点）

- ・ 学校安全計画や安全管理に関する計画は適切であったか
- ・ 事件・事故災害における情報収集や連絡体制、緊急体制は整えられていたか
- ・ 計画されたことが実行され、記録されていたか
- ・ 初動体制は迅速に立ち上がったか
- ・ 危機管理マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか
- ・ 関係教職員全てに業務手順や命令系統が周知され、役割・配備は適切であったか
- ・ 適切な情報分析が行われていたか
- ・ 教育委員会・関係機関等と緊密な連携ができていたか
- ・ 応急対策は適切であったか
- ・ 備品は適切であったか
- ・ 被害者へのフォローは適切に行われていたか
- ・ その他何か問題が確認されなかったか

## 2. 事故等発生時における心のケア

### 教育相談体制の確立

#### 1 緊急時に対応できるよう、日頃から教育相談体制を確立しておく。

- 事案発生時に児童生徒等の支援を的確に行うために、日常の健康観察、健康相談活動を教育活動に位置付け、計画的に実施する。
- 日頃から教育相談担当や養護教諭を中心に、学校医、スクールカウンセラー、専門機関等と連携し、ケア体制を確立する。
- 児童生徒等に、退行現象や生理的反応、情緒的・行動的反応が見られる場合は、早期に専門家や専門機関と連携し支援する。
- 重大事案発生時は、保護者や教職員に対する適切な支援が必要になる。スクールカウンセラーと連携し、相談活動等に取り組む。
- 重大事案発生時は、状況に応じ、教育委員会に支援を要請する。

### ケア会議

#### 1 緊急時は、ケア会議を開催して支援する。

- ケア会議は、教育相談担当、養護教諭、保健主事、学年主任、スクールカウンセラー、担任等で構成する。学年会議に教育相談担当、養護教諭等が参加する形態もある。事案発生後、毎日開催する。
- ケア会議には、事案に応じ、管理職も参加する。会議を主導するのは、ケアを担当する教育相談担当や養護教諭とする。
- ケア会議の主な内容
  - ・被害評価と応急対応（クラスへの指導、個別相談等）の計画
  - ・保護者と担任、教育相談担当との連携促進
  - ・学校医、専門医、スクールカウンセラー等への相談・連携

#### 2 被害評価は、以下のような評価項目を明らかにし、一覧表を作成し確認する。

- ・けがや入院について
- ・事案発生現場について。（第一発見者、近くで目撃等）
- ・被害者、加害者、目撃者との関係性について  
（親友、友人、部活動等で一緒 など）
- ・当事者の悩み等について
- ・事案後の様子や言動など、教職員や保護者等の印象について

#### 3 共感的理解に基づき対応する

- 日常の観察、保健室の来室状況、保護者等からの情報、質問紙による調査等により、心の健康状態を把握する。
- 具体的には、児童生徒等に常に温かい気持ちで接し、話をじっくり聞く、優しい言葉をかける、クラスで語り合ったりするなど、悲しみや悩み等を共有する。
- 状況に応じて、専門家や専門機関の支援を受けてカウンセリング等に取り組む。

#### ☆事故等発生時における心のケアの留意事項

- ・迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した事件・事故災害でも、児童生徒等、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、児童生徒等の心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。
- ・特に、災害の場合には、まず、児童生徒等に安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧をはじめ、できるだけ早期に平常時の生活に戻る大切となる。
- ・命に関わるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合等には、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。事件・事故災害の直後には現れず、しばらく経ってから症状が現れる場合があることを念頭におく必要がある。
- ・通学通園路等を含めた学校における事件・事故災害による児童生徒等の命に関わる出来事に対して、迅速に適切な応急手当を行う。事態への対応に当たっては、児童生徒等に動揺や風評が広まることのないように、児童生徒等や保護者への情報の伝え方(5W1H)については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた児童生徒等の保護者へは、正確な情報提供(発生状況、健康被害状況、病院への搬送等)が速やかに行えるようにすることが重要である。日頃から応急手当等が適切に行われるように訓練を行う等、救急体制の整備に努める。
- ・障害や慢性疾患のある児童生徒等の場合、事故等の時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらない等の不安を抱えていることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害の特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。
- ・事故等の時には、教職員が大きなストレスを受けることが多い。児童生徒等の心の回復には、児童生徒等が安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、児童生徒等の心のケアにおいても重要となる。このことは、保護者においても同様である。

## 【参考】学校事故対応のポイントと取組例

### 1 学校事故対応に関する指針（平成28年3月 文部科学省）

#### 【趣旨】

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。

このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

#### 【指針のポイント】

##### 1 事故発生時の未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事件事例の共有、緊急時対応に関する体制整備
  - ※（2 重大事故発生時の対応（1）校内役割分担（事件・事故対策本部）の例）参照
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校の設置者として必要な指導・助言の実施

##### 2 事故発生後の取組

原則として、登下校中を含めた学校の管理下※1)で発生した「事故」を対象

※1) 「「災害共済給付」請求事務ガイドブック」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）参照

###### 《事故発生直後の対応》

- 応急手当の実施、状況の把握、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応等、役割分担に基づき実施
  - ※（2 重大事故発生時の対応（2）傷病者発生時に必要となる役割分担の例）参照

###### 《初期対応時の対応》

- 学校の設置者等への事故報告、支援要請
- 基本調査の実施
- 保護者、報道機関等への対応

###### 《初期対応終了後の取組》

- 詳細調査の実施

##### 3 調査の実施

###### [基本調査]

事案発生後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。

###### ○調査対象と調査の実施主体

【調査対象】死亡事故（死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき）

【調査主体】設置者の指導・助言のもと原則学校が実施

###### ○基本調査の実施

- ・関係する全教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）
- ・事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り

※（2 重大事故発生時の対応（4）個人の記録用紙（5）時系列での記録用紙の例）参照

- ・関係機関等との協力等

###### ○基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり

- ・学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者

に実施

#### [詳細調査への移行の判断]

- 学校の設置者が被害児童生徒等の保護者の意向にも十分配慮しつつ詳細調査への移行を判断
- 少なくとも次の場合には詳細調査を実施
  - ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
  - イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
  - ウ) その他必要な場合

#### [詳細調査]

基本調査を踏まえ必要な場合に、学識経験者や学校事故対応の専門家等の外部専門家が参画した調査委員会において行われる、より詳細な調査。

- 調査の実施主体：〈公立学校〉 特別の事情がない限り、学校の設置者
- 調査委員会の設置：中立的な立場の外部専門家で構成
  - ※必要に応じて、聴き取り調査等を担う補助者を別に置く
- 詳細調査の計画・実施
  - ①基本調査の確認
  - ②学校以外の関係機関等への聴き取り
  - ③状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
  - ④被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
    - ※プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる（公開／非公開の範囲は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮の上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分協議）
    - ※委員会を非公開とした際には、委員会の内容の報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有
- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言
- 調査結果の報告：調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告（学校の設置者以外が調査の実施主体の場合は、設置者にも情報共有）
  - ：調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明
- 報告書の公表：調査の実施主体が報告書を公表

#### 4 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施
- 学校の設置者は（市町村立学校の場合は県教育委員会を通じて）国にも報告書を提出

#### 5 被害児童生徒等の保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
  - ※（2 重大事故発生時の対応 （6）危機発生時の健康観察様式の例）参照
- 災害共済給付の請求
- コーディネーターによる事故対応支援
  - ・設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施するコーディネーターを派遣（事故対応の知見を有する県又は市町村の職員を想定、地域の実情によっては、事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる）

参考：「学校事故対応に関する指針【概要版】」

## 2 重大事故発生時の対応

### (1) 校内役割分担（事件・事故対策本部）の例

役割	主な内容	担当者		
		順位1	順位2	順位3
本部（指揮命令者）	全体の状況把握と必要な指示、掌握			
聴き取り担当	教職員、児童生徒等への聴き取り			
個別担当	被害児童生徒等の保護者等、個別の窓口			
保護者担当	保護者会の開催やPTA役員との連携			
報道担当	報道への窓口			
学校安全担当	校長・教頭の補佐、学校安全対策、警察との連携等			
庶務担当	事務を統括			
情報担当	情報を集約			
総務担当	学校再開を統括			
学年担当	各学年を統括			
救護担当	負傷者の実態把握、応急手当、心のケア			

※出張等で、管理職や担当教職員が不在の場合にも体制が機能するよう、学校の実情に応じて、事故発生時の指揮命令者について、順位付けを明確にするとともに、事故発生時の役割毎にも担当教職員を複数配置し、分担順位を決めておく。

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料2】」

### (2) 傷病者発生時に必要となる役割分担の例

AEDの手配	心肺蘇生を含む 応急手当	救急車の要請	保護者への連絡	児童生徒等の 誘導	救急車の誘導	記録

※現場の指揮命令者は、応援のために事件・事故発生場所に到着した教職員に、上記の役割分担を指示し、対応に当たる。

#### 救急車要請（119番通報）時の5つのポイント

1. 【火災・救急の別】「救急です。」とはっきりと伝える。
2. 【場所】所在地は、正しく、詳しく伝える。目印となるビルや公園、交差点名等も伝える。
3. 【事故等の状況】「だれが」「どうしたのか」を正確にわかりやすく伝える。
4. 【通報者の名前・連絡先】「私の名前は〇〇〇です。電話番号は△△-□□□□です。（特に携帯電話からの通報の場合はその旨を伝える。）
5. 【携帯電話による通報の場合】通報後しばらくの間は、電源を切らずに現場近くで安全な場所で待機しておく。（再確認する場合がある。）

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料4】」

(3) 第1報報告様式の例

学 校 名	
被害児童生徒名前	年 組 名前 (男・女)
症 状 ・ 死 因 等	
事 故 発 生 日 時	年 月 日 ( 曜日) 時 分頃
事 故 発 生 場 所	
災害発生状況 (具体的に記載)	
災害発生に対して 学校のとした措置 状況 (応急手当や医 療機関への搬送等)	
その他参考 となる事項	
連 絡 先	
報 告 者	名前

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料5】」

(4) 個人記録用紙の例

1. 被害児童生徒等について、既往症や事故数日前からの本人の状況、当該事故に関連があるかもしれない事件・事故等、知っていることについて記載してください。

(例：○日前から頭が痛いと言っていた、□日前の体育授業で頭をぶつけた等)

2. 事故の瞬間及びその前後に、自分がいた場所と、当該事故に対して、自分がしたこと、(他の職員への対応等の) 見たこと、聞いたことを、覚えている限り全て記載してください。

時系列 (覚えてい れば時刻を記入)	自分がいた場所	したこと	見たこと	聞いたこと

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料6】」

(5) 時系列での記録用紙の例

事故発生日時： 年 月 日 ( )

被害児童生徒名前： 年 組 名前 (男・女)

記録者 ( )

※時系列で逐次記録する。

月・日	時刻	主な状況 (関係機関等の支援含む)	学校・教職員の対応	その他特記事項
		被害児童生徒等の状況や救急車の到着等の学校・教職員以外の対応を記載する。	学校・教職員が行った対応を記載する(対応者の氏名も記載する。)	情報源や事実か推察かの区分け等を記載する。

[記録に当たっての配慮事項]

- 時系列で記録
- 正確な内容(事実と推察は区別しておく。不明なものには「?」を記入する。)
- 箇条書きで簡潔な文
- 重要な箇所にはアンダーライン
- 情報源を「その他特記事項」に明記

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料6】」

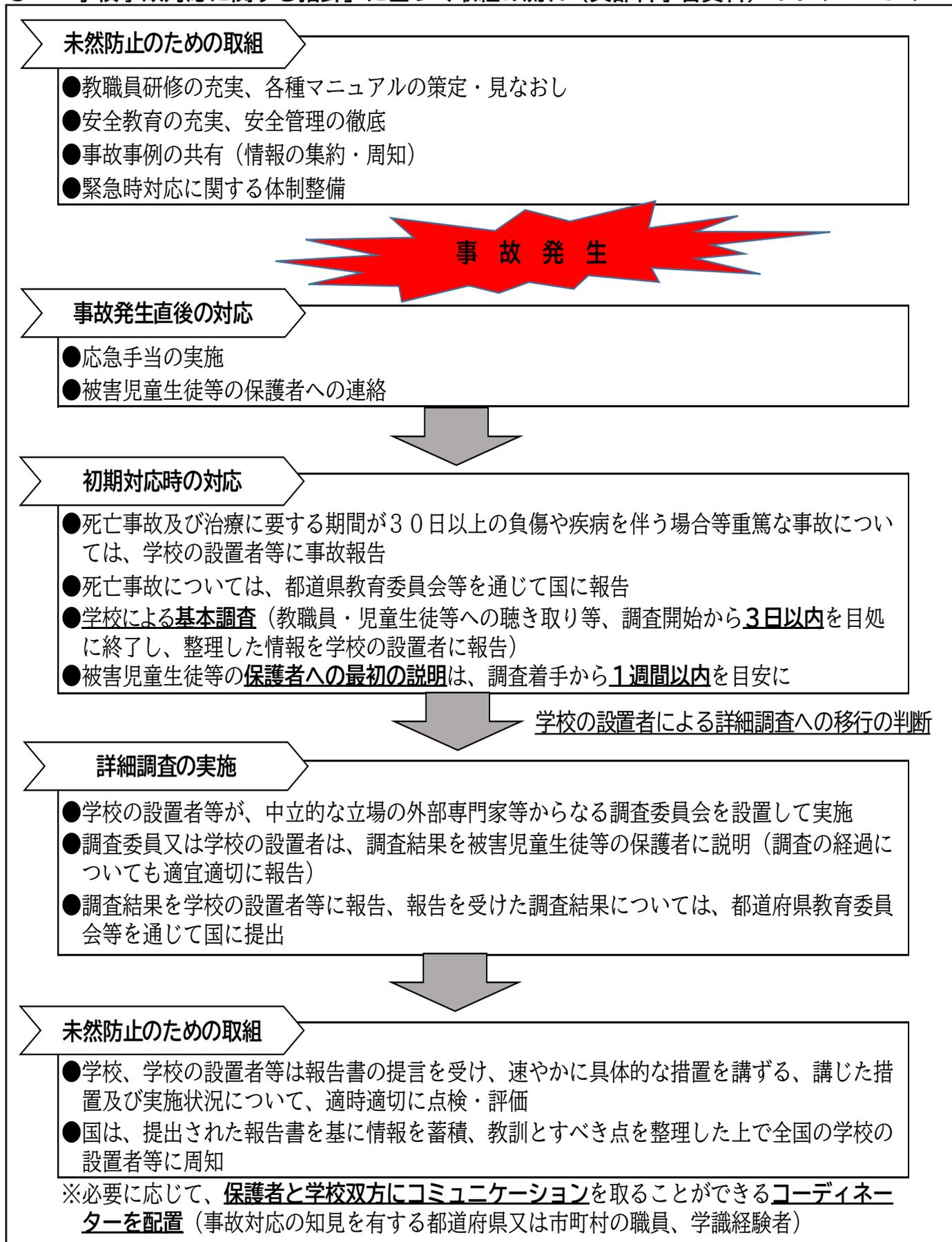
(6) 危機発生時の健康観察様式の例

年 組 名前		(記入日： 年 月 日 ( 曜日) 記入者： )			
調査項目・対象	日常	危機発生時			
		知的障害	自閉症	てんかん	その他
児童生徒等の訴え	食欲がない				
	眠れない				
	眠気が強い、うとうとする				
	体の痛み (頭が痛い、おなかที่痛いなど)				
	吐き気がする				
	下痢をしている				
	皮膚がかゆい				
	家に帰りたくない				
	学校に行きたくない				
	怖いことや心配事がある				
観察される状態	落ち着きがない				
	ぼんやりすることが多い				
	イライラしている				
	元気がなく、意欲が低下している				
	ハイテンションである				
	あまり話さなくなった				
	物音に敏感になる				
	人が違ったように見えることがある				
	こだわりが強くなる				
	発作の回数が増える				
	パニックの回数が増える				
	体重減少あるいは急激な体重増加				
その他	薬の服用ができていない				
	いつもの様子と違う (記述)				

- ① 「日常」の欄には、日頃の様子を思い出して、当てはまる項目に○印を記入します。  
「危機発生時」の欄には、危機発生後に観察し、当てはまる項目に○印を記入します。  
「危機発生時」の中の「その他」の欄には、その他の疾患・障害を記入します。  
※日常もこの用紙を使用する際は、「日常」の欄が、記入済みとなります。
- ② 障害やてんかん等の疾患のある児童生徒等は、の欄の項目を特に注意深く観察してください。  
障害に応じて出やすい症状や変化に注意したい項目です。
- ③ 項目以外でも、いつもと違う様子があれば、「その他」の欄に記述し、記録するようにします。また、必要な項目があれば随時追加してください。
- ④ 「日常」の欄と「危機発生時」の欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合には、特に注意が必要です。
- ⑤ 結果については、養護教諭に提示します。養護教諭は、全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係職員で対応について検討します。

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料8】」

### 3 「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ（文部科学省資料） ちょうせいよう



# 事故・災害 対応事例集

## 1 登下校中の交通事故

### 【事例】

生徒が、自転車に乗って登校中に乗用車と接触し、意識不明となった。居合わせた者が救急車を要請し、生徒を病院へ搬送した。学校は警察からの通報により、交通事故の発生を知った。

### ○事故発生時の対応のポイント

#### [状況の把握]

- ・ 通報を受けた教職員は、当該生徒の名前、負傷状況、搬送先を確認するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・ 交通事故現場からの通報を受けた場合は、必要に応じて110・119番通報した上で、教職員が生徒名簿を持って交通事故現場に急行して事態を把握する。(生徒の名前、負傷の状況、事故の状況等)
- ・ 救急車が到着していない場合は、交通事故現場に到着した教職員は、応急手当及び安全確保を行う。

#### [保護者への対応]

- ・ 通報に基づき、当該生徒の保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に伝える。
- ・ 管理職、担任等は速やかに当該生徒を見舞う。保護者には改めて事故の状況や経緯を説明し、丁寧な対応に努める。
- ・ 交通事故現場で生徒の名前等を確認した場合、速やかに交通事故現場から保護者に連絡するとともに、学校へ報告する。

#### [関係機関等との連携]

- ・ 病院の担当医師から怪我や容体の状況把握を行う。
- ・ 警察の担当者から事故の発生状況等について情報収集を行う。
- ・ 交通事故現場に救急車が到着した場合は、教職員が同乗する。

#### [教育委員会への報告]

- ・ 管理職は、事故の概要について速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

#### [報道機関等への対応]

- ・ 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

### ○今後の対応策（未然防止のポイント）

#### [原因の究明・再発防止策の検討]

- ・ 管理職等は、事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録するとともに、再発防止対策を検討する。また、その内容を教育委員会に報告する。

#### [他の生徒への対応]

- ・ 事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- ・ 全校生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、安全な登下校について指導する等、安全教育的の充実を図る。
- ・ 他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応等について周知する。

#### [未然防止策]

- ・ 交通安全教室等を開いて、正しい歩行や安全な自転車の乗り方等について理解させたり、交通安全マップを作らせて、危険予測や危険回避について学び、安全な行動ができるようにしたりする等の交通安全教育の充実に努める。
- ・ 通学路安全マップの見直しや、定期的な通学路の点検・見直しを実施する等、全教職員が交通事故の未然防止に向け、共通理解の下、組織的に取り組む体制を整える。
- ・ 日頃から危険箇所の把握に努め、生徒及び保護者への周知を徹底するとともに、交通環境の整備等を市町村や警察に要望する等、通学路の安全確保に向け、関係機関等に改善を働きかける。

## 2 登下校中の突発的な自然災害への対応

### 【事例】

児童生徒が登下校中、突発的な自然災害（地震、落雷、竜巻等の突風、局地的大雨、暴風雪等）に遭った。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握]

- ・自然災害の発生を認知した教職員は速やかに管理職に報告し、教職員で分担して児童生徒の安否を確認するとともに、黒板等を活用して対応の状況及び児童生徒に関する情報を共有する。
- ・気象庁が発表する気象警報・注意報等の防災気象情報や道路、避難指示、公共交通機関の運行状況等の正確な情報を収集するとともに、関係機関等への問い合わせ、実際の状況の観察等により、学校周辺の状況をできる限り把握する。
- ・大雪の場合は、雪崩や通学路の降雪状況等についても確認する。

#### [登校前、帰宅後の児童生徒・保護者への対応]

- ・保護者に連絡をして児童生徒が登校前、帰宅後で自宅にいることを確認するとともに、自宅待機や地域の避難所に避難する等、連絡後の動向予定等を確認する。

#### [通学途中の児童生徒・保護者への対応]

- ・保護者や日頃から指導している通学途中の避難できる場所（商店やコンビニエンスストア、子ども110番の家等）に連絡をして、通学途中の児童生徒の所在や心身の状況を確認する等し、所在を確認した場合には確実に安全が確認できるまで待機するように指示する。
- ・通学途中の避難できる場所で待機している児童生徒が保護者と連絡がついていない場合には、保護者へ児童生徒の状況を連絡するとともに、引き渡しや登下校の方法について確認する。
- ・通学途中で所在が確認できていない児童生徒がいる場合には、教育委員会に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に捜索を要請する。

#### [在校している児童生徒・保護者への対応]

- ・在校している児童生徒を把握し、心身の状況を確認するとともに、学校に待機させる。
- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合や公共の交通機関が不通で下校の手段のない場合、気象情報や土砂災害警戒情報等により下校時に危険が予想されている場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、児童生徒を地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。
- ・ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えに来ることがないようにする。

#### [関係機関等との連携]

- ・警察：児童生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、所在が確認できない児童生徒の捜索要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童生徒の安全確保についての協力要請を行う。
- ・消防：児童生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、負傷した児童生徒の救急搬送の要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童生徒の避難誘導や救出についての協力要請を行う。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、児童生徒の状況と安全確保に関する対応について、速やかに教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。特に、児童生徒の所在に関わる情報は随時報告する。
- ・市町村等の危機対策担当部局（災害対策本部等が設置されている場合は当該本部等）が把握している自然災害の状況について情報提供を求める。

#### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等から児童生徒の所在等について問い合わせがあった場合は、窓口を一本化し、教育委員会又は管理職が対応する。
- ・記者発表等の報道対応は、児童生徒の個人情報の取扱いに十分配慮し、誤報を避けるため、時間を決め、事実確認が取れている内容のみを全ての報道機関に偏りなく回答する。

### ○発生後の対応ポイント

#### [状況の把握]

- ・学校周辺の状況及び児童生徒の通学路の被災箇所の有無を点検し、児童生徒の通学経路の状況について把握する。
- ・通学途中の避難できる場所を訪問、または連絡して、待機している児童生徒を把握し、心身の状況を確認するとともに、保護者に児童生徒の所在を連絡する。
- ・所在を確認できない児童生徒がいる場合は、引き続き、保護者及び関係機関等と連携し、所在確認に努める。

### 3 授業中（体育実技）の事故

#### 【事例】

体育実技の授業（陸上競技）の際、1,500m 走のタイム測定を実施した。準備運動後、一斉にスタートしたが、800m ほど走ったところで生徒が突然倒れ、担当教諭が駆けつけた時には顔面蒼白で意識はなく、呼吸及び脈拍を確認できない状態であった。

#### ○発生時の対応のポイント

##### [状況の把握]

- ・担当教諭は、当該生徒の意識の有無等の状況を迅速に把握し、救急車到着まで心肺蘇生や応急手当等を行うとともに、他の教職員（生徒）に AED を持ってくることや保健室への連絡を指示する。
- ・連絡を受けた養護教諭は、管理職に報告するとともに、救急車の要請や教職員の応援等を依頼し、応急処置に向かう。
- ・管理職は、事故発生時の状況及び発生直後の対応状況を正確かつ迅速に把握する。
- ・管理職は、学校の危機管理マニュアルの対応に基づき、養護教諭、担当教諭、学年主任等関係教員に指示する。

##### [保護者への対応]

- ・担任（学年主任）から当該生徒の保護者に事故の発生、生徒の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- ・管理職及び担任、担当教諭は速やかに病院に向かい、保護者に状況を説明する。
- ・管理職、担任等は、保護者に誠意をもって対応する。
- ・全教職員で事故の状況や対応について情報の共有、共通理解を図る。
- ・事故の状況や原因、今後の対応策等について保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

##### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策について指導・助言を受けるとともに、新たな情報があれば速やかに報告する。

##### [関係機関等との連携]

- ・救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- ・日本スポーツ振興センターへ災害給付の手続を行う。

##### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

#### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

##### [体育授業における事故防止]

- ・担当教諭は、生徒の健康診断の結果や当日の生徒の体調を十分に把握する。
- ・担当教諭は、生徒に自己の体調管理及び体調が悪化した場合の対処法について指導する。
- ・担当教諭は、健康観察を行うだけでなく、準備運動時、生徒自身に体調チェックを行わせる。
- ・担当教諭は、授業前に活動場所や用具等の安全点検を実施する。

##### [長距離走における事故防止のポイント]

- ・長距離走は、健康状態や気温等環境要因によって心臓への負担が大きくなる場合もあるため、保健体育科の年間指導計画を作成する際、実施時期や配当時数、授業時間帯等無理のない計画を立てる。
- ・長距離走を実施する場合は、必要に応じ、学校医による臨時の健康診断や健康相談を実施する。また、担当教諭は、日常の健康観察記録や心臓検診の結果、既往症の状況等を参考にしたり、当日の健康状態を確認したりする。さらに、主治医が作成する学校生活管理指導表がある場合は、これに基づく運動制限等を確実に行う。

##### [事故発生時に備えた学校体制の確立]

- ・心臓停止に関わる事故対応は一刻を争うため、心肺蘇生を適切に行う等、初期の対応が最も重要である。そのため、心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当についての講習会を定期的実施し、教職員の対応能力を高める。
- ・教職員は、AEDや担架の場所を把握しておくとともに、保温用毛布等、事故発生時に使用すると考えられるものについては、すぐに使用できるよう整備しておく。

## 4 学校行事中の事故

### 【事例】

修学旅行の研修プログラムの一環として、訪問先でマリンスポーツに取り組んでいた生徒が溺れた。救急車で病院に搬送されたが、夜になって搬送先の病院で死亡した。

#### ○発生時の対応のポイント

##### [状況の把握]

- ・引率していた教職員は、生徒の意識の有無等の状況を迅速に把握し、救急車到着まで応急手当等を行うとともに、速やかに引率責任者（校長等）への報告及び他の教職員に応援の要請を行う。
- ・引率責任者は、応援に駆けつけた教職員に対して役割分担を指示する。
- ・救急車で負傷者を病院に搬送する場合は、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、引率責任者に伝わるような連絡体制をとる。
- ・情報は正確に把握し、記録担当の教職員は時系列により記録する。
- ・学校に対して事故の発生状況等について連絡する。

##### [他の生徒への対応]

- ・引率している教職員は、事故を目撃し精神的に動揺している他の生徒に声をかける等して、不安を取り除くことに努める。
- ・他の生徒を宿舎に戻し、事故の状況や今後の対応等を説明するとともに、不確定な情報を拡散しないように指導する等、生徒の動揺を抑えることに努める。

##### [保護者への対応]

- ・管理職等は、事故に遭った生徒の保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・学校に残っている管理職（教頭等）又は当該学年団の教職員等は、速やかに事故に遭った生徒宅を訪問し、保護者に改めて事故の状況や経緯を説明し、誠意をもって対応する。
- ・旅行中の他の生徒の保護者に事故の概要と今後の対応について、一斉メール等で知らせる。

##### [関係機関等との連携]

- ・病院の担当医師からけがや容体の状況把握を行う。
- ・引率している教職員は状況に応じて事故が発生したことを通報する。また、事故の発生状況等について情報収集を行う。
- ・日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続を行う。

##### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

##### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

##### [その他]

- ・管理職は、緊急の職員会議を開催し、事故の状況及び当面の対応等について確認するとともに、教職員や保護者の現地への派遣の必要性等を協議する。
- ・管理職は、必要に応じて、PTA役員会を開催する等、保護者の不安や動揺を抑えることに努める。
- ・引率責任者は、教職員から事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更等を検討する。

#### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

##### [原因の究明・再発防止策の検討]

- ・事故に関わる情報を整理、記録し、事故の原因や問題点を調査・究明するとともに、再発防止策を検討する。また、その内容を教育委員会に報告する。

##### [他の生徒への対応]

- ・事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- ・全生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、学校行事や部活動等に関する安全確保の方法等を指導する等、安全教育の充実を図る。
- ・他の保護者に対して、遺族の意向を十分考慮した上で、事故の発生及び今後の対応について周知するとともに、対応についての理解と協力を求める。また、状況に応じて遺族の意向を確認して保護者説明会等を開催する等、必要な情報共有を行う。

##### [未然防止策]

- ・修学旅行中に想定される危険・事故等について、全教職員で再度確認を行うとともに、生徒に対する事前指導を十分に行う。
- ・緊急時における対応の確認を行う。
- ・事故の教訓を生かして、全ての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。

## 5 部活動中の事故

### 【事例】

硬式野球部の練習中、打撃練習中の打球が、サードを守っていた部員の前でイレギュラーバウンドして、顔面を直撃し、部員はその場に倒れた。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握]

- ・顧問教諭等は、事故の状況を把握し、必要により応急手当を行うとともに、他の教職員又は生徒に管理職への連絡を指示する。
- ・報告を受けた管理職は、養護教諭、顧問教諭、担任等関係教諭の対応について指示するとともに、負傷の状況により直ちに救急車を要請する。
- ・緊急に臨時の職員会議を開き、事故の状況やその後の処置、他の生徒への指導や外部との対応等について共通理解を図る。

#### [保護者への対応]

- ・担任（学年主任）等から負傷した生徒の保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- ・救急車を要請した場合は、管理職及び担任、部活動顧問等は速やかに搬送先の病院に駆けつけ、保護者に状況を説明する等、誠意をもって対応する。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事故の概要等について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

#### [関係機関等との連携]

- ・事故現場に救急車が到着した場合は、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- ・日本スポーツ振興センターへ災害給付の手続を行う。

#### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [事故発生時に備えた学校体制の確立]

- ・応急手当の方法、保護者への対応、校内の報告体制等について確認し、必要な改善を行う等、救急体制を整備する。
- ・心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当についての講習会を定期的実施し、教職員の対応能力を高める。
- ・部活動の年間指導計画の作成に併せて、各部活動の救急体制や連絡体制を明確にした安全計画を作成し、教職員や生徒に周知する。

#### [安全の再点検]

- ・校内における体育施設・設備の安全及び活動場所の整備等について再点検するとともに、安全点検の実施要領を作成し、計画的に安全点検を実施する。
- ・点検の状況を記録化し、安全指導に活用する。

#### [生徒に対する安全教育の充実]

- ・各部活動において、種目特有の危険性を踏まえた安全指導を徹底する。
- ・部活動に加入している生徒はもとより、全校生徒に対して日常生活の中で安全を確保するための行動の仕方やきまりについての指導を徹底する。

## 6 暴力行為

### 【事例】

教室で、昼休み中に、日頃から折り合いの悪い生徒Aと生徒Bが些細なことから口論となり、生徒Aが生徒Bの顔面を殴打した。生徒Bは転倒し、椅子で頭を打ち床に倒れた。知らせを受けた教職員が駆けつけたが、生徒Aはその場にはいなかった。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握]

- ・生徒Bの応急手当を最優先に対応するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・保護者への連絡、警察や消防等の関係機関と連携した迅速な対応が必要となることから、事態の緊急性等を総合的に判断して、複数の教職員で分担し対応する。
- ・単独で現場に向かう場合は、直ちに他の教職員に協力を依頼し、状況に応じて救急車の要請等を行う。
- ・一方で、生徒Aを捜し、見つかった場合は、生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握する。

#### [保護者への対応]

- ・管理職等は、生徒Bの保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職等は、生徒Aの保護者に、把握した事実及び生徒の保護が必要なことを説明し、今後の対応等について協力を依頼する。

#### [他の生徒への対応]

- ・当該生徒の心のケアを行うとともに、プライバシーに配慮しつつ、他の生徒に事故の説明を行い、憶測による噂が広がらないように努める。
- ・必要に応じて、その場に居合わせた生徒への聞き取りを行い、状況把握に努める。

#### [地域・関係機関等との連携]

- ・状況に応じて救急車の要請等を行う。救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況を説明する。
- ・事態の推移等によっては警察へ通報し、具体的な要請の目的、内容を伝える。
- ・状況を判断し、学校だけでは解決が困難な状況で専門家との連携が必要な場合には、サポートチームを編成する等して早期解決に努める。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

#### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [再発防止策の検討]

- ・授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係を教職員間で情報共有し、必要に応じて面談等を行う。
- ・自分の気持ちや考えを適切に相手に伝え、生活上の諸問題を話し合いで解決する力の育成を図るとともに、道徳教育の充実を図る等して、互いに尊重し合う望ましい人間関係を構築するための指導を推進する。
- ・自分のことや友人のことで心配なことがあれば、いつでも相談にのることを日頃から折に触れ生徒に伝える。
- ・学級（ホームルーム）活動や生徒会活動における体験学習やボランティア活動等の取組を通じて、仲間づくりや集団活動を推進し、基本的なルールやモラルを身に付けさせる等、規範意識や社会性の育成を図る。

#### [指導体制の充実]

- ・生徒が安心して学べる環境を確保するために、学校の秩序を乱し、他の生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、必要な措置を講じるよう全教職員が毅然とした姿勢で、解決に向け粘り強く指導に当たる。

#### [保護者との連携]

- ・保護者が見つけた小さなサインを学校と共有し、学校との協力体制を構築する。

## 7 自殺（予告）

### 【事例】

学校の事務室に、自校の生徒と思われる者からの電話があり、「生きていてもつまらない。もう死にたい。」とだけ言って切れた。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握]

- ・受信者は、管理職に速やかに報告し、全教職員による緊急の会議を招集し、対応に向けて役割分担を行う。
- ・教職員は、生活アンケートや個人面談記録等を参考にして、自殺の危険性が高いと考えられる生徒についての情報収集等を行う。
- ・教職員の連絡体制、外部（警察や報道機関等）との窓口の一本化等、対応策を確認する。

#### [生徒の安否確認]

- ・担任（学年主任）等が各学級（ホームルーム）の全生徒の安否を確認する。
- ・自殺の可能性が高いと考えられる生徒への家庭訪問を行う。

#### [関係機関等との連携]

- ・状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の状況について時系列（メモ）により速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

#### [自殺予告をした児童生徒への指導]

##### ※特定された場合

- ・当該生徒の気持ちを傾聴し、保護者と連携を図りながら自殺防止の対策を確認する。
- ・当該生徒とスクールカウンセラーや学校医等の専門家との面談を行う。
- ・スクールカウンセラーが配置されていない場合は、教育委員会に派遣を要請する。
- ・軽い気持ちで電話をした場合には、行為の重大さに気付かせながら、当該生徒の気持ちを受け止める。
- ・当該生徒の心身の状態や人権、プライバシーに十分配慮して、今後の対応を検討する。

##### ※特定されない場合

- ・日常的に言動等が気になる生徒について、個別相談を通して悩み等を聴く機会を設定する。
- ・全教職員が生徒を守り通す態度を示すとともに、学級（ホームルーム）活動等で「SOSの出し方」「学校における相談体制」等について指導する。
- ・学校・学級通信等を通じて、生徒を見守る体制づくりが進むよう、家庭の協力を要請する。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [生徒理解の充実]

- ・日常の学校生活全体を通して、生徒一人一人の表情や言動の変化に目を向け、小さなサインを見逃さないように心がける一方で、万が一の場合に備え、危機対応チームを組織しておく。

#### [教育相談の充実]

- ・一部の教職員で抱え込むことなく、定期的・組織的な教育相談や、個別や集団による特別面談を積極的かつ継続的に行うことができるような校内体制を確立する。

#### [保護者等との連携]

- ・生徒の様子で気になるころがあれば、保護者や地域住民から学校にすぐに情報が得られるような協力体制を確立する。

#### [相談機関等との連携]

- ・地域の相談電話等に相談が入る場合もあるので、各相談機関が自殺予告の電話を受けた際の学校への連絡等について事前に確認しておく。

## 8 家出

### 【事例】

コンビニに買い物に行くと言って家を出た生徒が、夜中になっても帰ってこないの、心配になった母親が生徒の部屋に行くと、机には「探さないで欲しい」旨の置き手紙があり、衣類が持ち出されていた。携帯電話に電話をしても連絡が取れず、友人に聞いても所在が分からないので、母親は担任に連絡してきた。

### ○発生時の対応のポイント

#### 〔状況の把握〕

- ・担任は、速やかに管理職に報告する。管理職は関係教職員を招集し、情報収集や以後の対応について確認する。
- ・生徒の学校生活の状況について、関係教職員や友人から情報を収集する。特に、いじめや人間関係のトラブルの有無等、家出発生直前の様子について、生活アンケートや個人面談の記録等により詳細を把握する。
- ・生徒と交流の深い友人からの情報の把握に努め、携帯電話等で連絡があった場合は、速やかに学校に連絡するよう依頼するとともに、当該生徒のプライバシーに配慮し、事実の無用な口外を避けるよう指導する。

#### 〔保護者との連携〕

- ・犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に、早期に行方不明者の届出を勧める。
- ・当該生徒の金品の所持や着替え等の持ち出し、家出時の服装や交友関係等の情報、家出直前の様子、過去に家出歴があれば、その時の状況について確認し、警察に情報提供するよう勧める。
- ・書き置き等がない場合は、当該生徒の机の中やパソコンの記録等を確認するよう依頼する。

#### 〔関係機関等との連携〕

- ・発達の段階や事件性等を考慮して、早期に警察等へ相談し、情報を共有して捜索を行う。必要に応じて、立ち寄りが予想される施設等の管理者にも情報提供し協力を依頼する。
- ・捜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に管理職に報告する。

#### 〔教育委員会への報告〕

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

#### 〔報道機関等への対応〕

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・収集した情報を関係機関等や報道機関等の外部に提供する場合は、保護者の意向を踏まえ、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### 〔再発防止策〕

- ・家出の原因や背景は複雑であり、特定しづらい場合があることから、家出したことを一方的に責めるのではなく、家出はいけないということはしっかりと指導しつつ、生徒の置かれていた心理的な状況等についても理解に努め、保護者と連携し、当該生徒の心のケアに当たり立ち直りを支援する。
- ・他の生徒が家出に関わっていたり、性的被害等、犯罪（被害）との関わりがあったりする場合には、警察等の関係機関と連携を図りながら指導する。
- ・当該生徒に対して、スクールカウンセラーや関係機関等の助言を得て支援・指導する。

#### 〔未然防止策〕

- ・生徒一人一人の個性を尊重し、日常的に生徒との信頼関係を築くとともに、学習のつまづきが要因と考えられる場合には、学習相談や個別の補習授業等の取組を行う。
- ・日頃から生徒理解を深めるように努め、生徒の悩みや不安を受け止める校内の教育相談体制を整えるとともに、生徒との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化等、心のサインの把握に努める。
- ・生徒の集団帰属意識や承認欲求を満たすために、集団宿泊や野外活動、文化的行事や体育的行事等を活用した指導等を行う。
- ・保護者に対しては、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、生徒の性格や発達の段階に応じた生徒との関わり方について助言し、学校と家庭が協力して生徒の成長を見守ることができるよう努める。

## 9 いじめ

### 【事例】

生徒Bは、同級生から「冷やかし」や「からかい」、「悪口」等、嫌なことを言われていると担任に訴えた。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握]

- ・生徒からの訴えを聞いた教職員は、速やかに「学校いじめ対策組織」等へ報告する。
- ・「学校いじめ対策組織」の指揮の下、役割を分担して、迅速に関係生徒から事実を確認して、情報（いつ、どこで、誰が、どのように等）を収集し、記録する。
- ・いじめがネット上で行われている場合は、その証拠を写真に撮って保存する等、物的証拠として残しておく。
- ・「学校いじめ対策組織」は集めた情報に基づき、事実を正確に把握し、いじめか否かを判断するとともに、教職員で情報を共有する。
- ・いじめとして認知した場合は、「学校いじめ対策組織」が中心となって対応方針を検討し、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関等と連携しながら「対応方針」を策定する。
- ・いじめとして認知しない場合も、保護者と十分に連携し、生徒の見守りを行う。

#### [いじめを受けた児童生徒・保護者への対応]

- ・家庭訪問等により、いじめの事実や「対応方針」等を直接説明し、謝罪と今後の対応について理解と協力を得る。

#### [いじめた生徒・保護者への対応]

- ・家庭訪問等により、いじめの事実や「対応方針」等を直接説明する。その際、担任だけでなく複数の教職員（管理職も含む）で対応する。
- ・いじめを受けた生徒の立場に立ち、行為の重大性に気付かせ、反省を促すとともに、いじめた生徒の成長支援の観点を踏まえ、生徒が抱える問題を解決するための具体的な取組を行う。
- ・解決に向けた取組について保護者の協力を求める。
- ・生徒及び保護者がいじめを認めないケースもあることから、いじめの事実確認を十分行ってから対応することが必要である。
- ・謝罪等が終わった後も、継続的に生徒を見守る体制を整備する。

#### [学級（ホームルーム）・学年全体への対応]

- ・いじめを受けた生徒のつらさを理解し、観衆となって面白がって見ていた行為がいじめを助長していたことや、傍観していた行為がいじめを許していたことに気付かせる。
- ・関係生徒や保護者からの承諾を得て、生徒のプライバシーに配慮しながらいじめの事実を学級（ホームルーム）・学年の生徒や保護者に伝えて協力を得る。

#### [関係機関等との連携]

- ・専門的なカウンセリングが必要な場合は、スクールカウンセラー等の外部専門家や教育支援センター、相談所等の関係機関等との連携を図る。
- ・暴力や恐喝等、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく早期に警察に相談し、連携して対応に当たる。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、いじめの概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・スクールカウンセラーが派遣されていない場合は、教育委員会に派遣を要請する。
- ・重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、学校は教育委員会を通じて、その旨を市町村長（知事）に報告する。

#### [報道機関等へ対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [原因の究明・再発防止策の検討]

- ・いじめた生徒への継続的な指導を行うとともに、いじめられた生徒のきめ細かな観察を継続的に行う。
- ・「学校いじめ対策組織」を中心に、外部専門家や関係機関等と連携して、いじめの防止等のための取組や校内体制等の点検・見直しを行うとともに、「学校いじめ防止基本方針」の検証・修正を行う等、いじめの未然防止に向けた取組の充実を図る。

#### [他の生徒への対応]

- ・教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や自己肯定感を高める取組や、いじめを自分のこととしてとらえ、考え、議論する取組等を行い、いじめを許さない態度や能力の育成を図る。

#### [教育相談の充実]

- ・スクールカウンセラーを活用する等、全校的な教育相談体制を構築する。
- ・定期的・組織的な教育相談や、個別や集団による特別面談等を積極的に行い、教職員との対話の機会を多くする。

#### [保護者の協力]

- ・保護者が見つけた小さなサインを学校と共有し、いじめの早期発見に努める。
- ・入学時や各年度の開始時に「学校いじめ防止基本方針」について説明したり、学校のホームページに掲載したりして周知及び共通理解を図り、学校との協力体制を構築する。

## 10 ネット上の誹謗中傷

### 【事例】

生徒Aは、学校内でも多くの生徒が閲覧しているインターネット上の電子掲示板やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等に、自分の悪口が書き込まれているのを見つけ、担任に相談した。

### ○発生時の対応のポイント

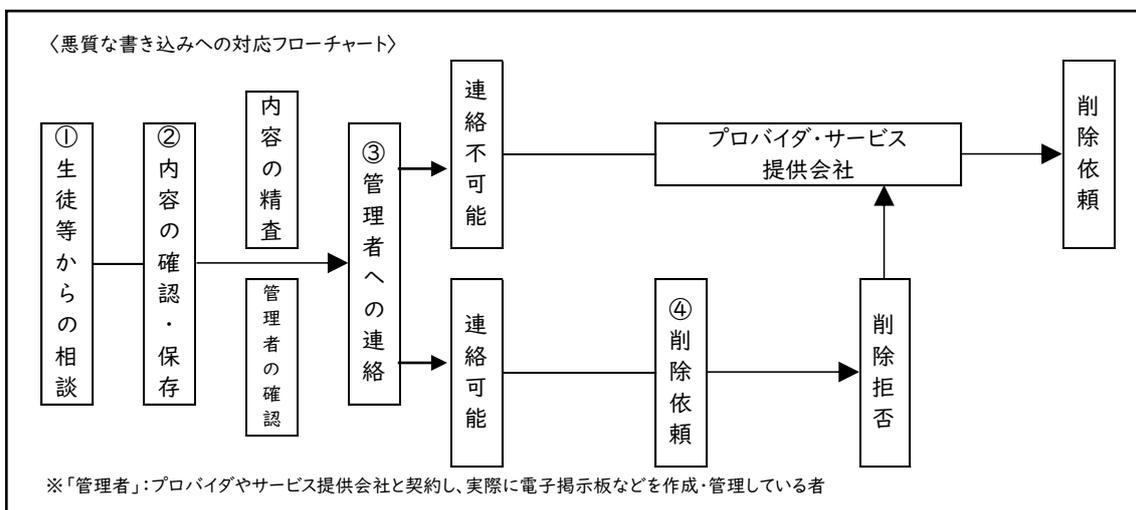
#### [状況の把握・初期対応]

※必要に応じて、初期段階から警察に相談する。

- ・担任は、当該生徒から詳細を聞き取るとともに、当該書き込みの内容やURLを確認する。その際、必ず書き込み内容とログをプリントアウトし、画像（スクリーンショット等）を保存しておく。
- ・詳細を聞き取る際には、当該生徒の心情を受け止めつつ、必要に応じて心のケアを行う。
- ・管理職は、担任からの報告を受け、全教職員で情報を共有するとともに、書き込みの削除及び全生徒に対する指導の校内体制を確立する。

#### [電子掲示板への対応]

- ・当該生徒の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的トラブルを未然防止するため、次の手順で早期に電子掲示板からの削除を依頼する。
- ・削除方法はサービスごとに異なるので、インターネットで検索するか、警察に相談する。



### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [全校生徒への指導]

- ・SNS等への書き込みは、被害生徒と同じ学校の生徒によることが多いことから、SNS等の利用に関するマナーの向上が図られるよう、全校生徒への指導を行う。
- ・SNS等へ書き込まれた誹謗中傷を見つけ、困ったときは、直ちに保護者や教職員に相談するように指導する。
- ・SNS等に他人を誹謗中傷する書き込みをする行為は、書き込まれた者が精神的なショックを受けることはもとより、その内容によっては、名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になることを指導する。

#### [保護者に対する啓発]

保護者に対し、次の内容について学校だよりや懇談会等を利用して啓発する。

- ・インターネットについての知識を得たり、その危険性を理解したりする。
- ・子どものインターネットの利用状況を把握するとともに、パソコンやスマートフォン、ゲーム機等によるインターネットを利用する際の家庭内のルールを作るよう啓発する。
- ・パソコンやスマートフォン、ゲーム機等のフィルタリングを設定し、違法・有害サイトへ接続できないようにする。

## 11 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や出会い系サイト等による性被害

### 【事例】

SNSで知り合った男と一度性交渉を持った生徒Aは、その後、相手の男からの再三にわたる誘いを断っていたが、最近になり金品の強要や、脅迫めいたメールが届くようになった。不安になった生徒Aは、養護教諭に相談した。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握]

- ・養護教諭は、当該生徒から経緯等の詳細を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告する。管理職は、関係教職員を招集し、把握した情報を共有して以後の対応について確認する。

#### [保護者への対応]

- ・家庭訪問を行う等して、保護者にSNSや出会い系サイトの危険性について十分な認識を持たせるとともに、インターネット等の使用に関する家庭内のルール作り、スマートフォンやタブレット端末等にフィルタリングを設定すること等を勧める。
- ・被害を拡大させないためにも、早期に警察に相談することや被害届を提出することを勧める。

#### [関係機関等との連携]

- ・保護者が被害届を提出した場合は、保護者の承諾を得た上で、学校が把握した情報を的確に警察に伝える。
- ・交信内容を削除せず、スクリーンショット等を利用して残しておく。
- ・当該生徒の心と身体のケアに向けて、医療機関等とも連携を図る。また、場合によっては、サポートチーム等を編成して、保護者と連携して支援に当たる。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

#### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・管理職は、当該生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、教育委員会と内容について十分相談する等、連携して対応する。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [再発防止策]

- ・当該生徒の生活環境（背景）・人間関係等の把握・理解に努める。
- ・保護者の協力を得て、当該生徒に軽率な行動を慎むこと等の基本的な生活習慣の見直しを図るための支援を行う。
- ・担任のみならず、養護教諭や関係機関等と連携を図り、個人面談を継続する等、当該生徒を継続的に見守る体制を整備する。

#### [未然防止策]

- ・全校生徒に対しては、インターネット等を利用する際の危険性について指導する。特に、SNS等に住所、名前、電話番号、メールアドレス等の個人情報を書き込んだり、安易に教えたりしないように留意させる。
- ・保護者に対する啓発にも努める。特に、スマートフォンやタブレット端末等のフィルタリングの設定については、あらゆる機会を利用して保護者の理解と協力を得る。
- ・インターネット等の使用に関する家庭内のルール作りの必要性を啓発する。

## 12 万引き

### 【事例】

児童が校区内のコンビニでお菓子数点を万引きしたところ、店員に見つかり、警察に通報・補導された。警察から、保護者と連絡がとれないとのことで、学校に連絡があった。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握]

- ・連絡を受けた教職員は、名簿で当該児童を確認するとともに、店名、万引きした物品、保護者との連絡状況を確認する。確認の後、速やかに管理職に報告する。
- ・管理職は、教職員を警察に派遣し、状況の詳細な把握に努める。
- ・管理職は、関係教職員を招集し、情報収集や今後の対応について確認する。

#### [保護者への連絡]

- ・保護者と連絡をとり、状況を説明するとともに、必要に応じて保護者とともに警察に向かう。
- ・保護者が店に謝罪・弁済していない場合には、謝罪・弁済するよう助言する。

#### [関係機関等との連携]

- ・警察との連携は、状況に応じて、管理職の指示の下、生徒指導担当教員等が中心になって行う。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職等は、事案の概要について、必要に応じて教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

#### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等へは、窓口を一本化し管理職が当たる。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [再発防止策]

- ・万引きは犯罪であることを当該児童に自覚させる。
- ・保護者が万引きを重大な事件として捉えていない場合は、保護者・当該児童ともに犯罪を犯したとこの重大性を認識させるとともに、再発防止のため、保護者が当該児童に反省を促すように助言する。
- ・行為に至った背景等については、共感的に傾聴するとともに、店への謝罪の方法等についてともに考える態度を示す。
- ・担任は、声かけ等により児童の心のケアを図る。必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家との連携を図る。

#### [未然防止策]

- ・事象の記録をもとに原因や問題点を明らかにし、今後の指導について全教職員の共通理解を図る。
- ・万引きは心が不安定なときに起こることが多いため、児童の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整えるとともに、日頃から児童との触れ合いを通して、一人ひとりの表情や言動の変化等、心のサインの把握に努める。
- ・教育活動全体を通して、善悪の判断等を身に付けさせる指導を行う。
- ・児童の規範意識を醸成するため、保護者に対して、学校だより等を活用した啓発を行うとともに、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、発達の段階に応じた児童との関わり方についての情報を提供し、学校と家庭が連携協力して指導するよう努める。
- ・保護者や商店主等を含めた地域ぐるみの組織で、日常的な情報交換や商店街等の巡回指導を行う等学校と地域社会が一体となって未然防止に取り組む。

#### [集団での万引き事案の場合の留意点]

- ・万引きに関与した児童全員から個別に事情を聞き取るとともに、当事者全員の保護者との話し合いの場を持つようにする。
- ・隣接する学校の児童生徒による万引きに自校の児童生徒が関わっていることがあることから、他校で同様の事象が発覚した際には、学校間の連携を密にして情報を収集する。

### 1.3 校内での盗難

#### 【事例】

生徒が、教室に置いていた私物を盗まれたと訴えてきた。状況から判断して盗んだのは自校の生徒の可能性が極めて高いと思われる。

#### ○発生時の対応のポイント

##### [状況の把握]

- ・被害に遭った生徒の心情を受け止めつつ、盗まれた物や、気付いたときの状況等について事実確認を行うとともに、可能な限り、他の生徒から情報を収集する。また、集めた情報は一元的に集約する。

##### [指導方針の決定]

- ・被害に遭った生徒に対するいじめはなかったか等、盗難の背景を分析する。
- ・被害状況、事態の推移、保護者の意向等から警察との連携について検討する。
- ・盗んだ生徒を特定しようとする場合は、学校が教育の場であることを踏まえ、当該生徒の指導内容等について、教職員間で共通理解を図る。

##### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

##### [盗んだと考えられる生徒への事情聴取]

- ・状況に応じて、盗んだと考えられる生徒の保護者に説明し、同意を得た上で、生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、慎重に事情を聞き取る。その際、心理的な圧迫感を与えないよう配慮するとともに、生徒を一人きりにしないよう留意する。

##### [盗んだ生徒を特定した場合の指導]

- ・行為に至った背景等について共感的に聞き取るとともに、盗んだ生徒に行為の重大性を認識させ、被害生徒への謝罪等について、ともに考えながら指導する。

##### [被害生徒への指導]

- ・共感的に関わるとともに、再発防止に向けて学校が真剣に取り組むことを伝える。
- ・盗難の事実確認の段階で、被害生徒の私物の管理に不十分な点があれば、折を見て指導する。

##### [学級（ホームルーム）又は学年全体の生徒への指導]

- ・被害の状況等により、学級（ホームルーム）又は学年全体に指導を行う。その際、生徒相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

##### [被害生徒の保護者への対応]

- ・学校の管理下で起こったことへの謝罪をするとともに、学校が把握した事実とこれまでの指導状況や今後の指導方針を説明し、学校の指導に対する理解を求める。

##### [盗んだ生徒の保護者への対応]

- ・事実を伝え、謝罪等、今後の対応について協議する。また、生徒の抱えている問題や保護者の悩み等を丁寧に聞き取り、協働して解決していこうとする姿勢を示す。

#### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

##### [再発防止策の検討]

- ・学級（ホームルーム）指導を通じて全生徒に対し、盗みは犯罪であり、絶対に許されないこととして、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。
- ・不必要な金品等を学校に持ち込まないよう生徒に指導するとともに、貴重品の自己管理を徹底させ、場合によっては授業中や部活動中に貴重品を担任等が預かる等、予防策を講じる。

##### [保護者との連携]

- ・学級通信や学年通信、懇談会等で情報を提供し、学校の実態や指導方針について理解を得る。
- ・保護者に、生徒の持ち物に注意を払うよう呼びかけるとともに、不必要な金品等を学校に持ち込ませないよう依頼する。

## 1.4 児童生徒の心の健康問題

### 【事例】

児童Aは、最近ちょっとしたことでかっとなったり、急に暗い表情を浮かべたりする等、感情の起伏が激しくなるとともに、頭痛や腹痛を訴えることが多くなった。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握]

- ・担任や養護教諭等は、当該児童の身体症状や気分の変化、行動面等の心身の健康観察を継続して行う。
- ・養護教諭は、保健室で得られる情報（保健調査、保健室利用状況等）を整理するとともに、当該児童への健康相談を通して、頭部外傷や脳炎、てんかん等の後遺症による器質性疾患の有無や心理的な要因・背景を見極めるとともに、医療機関等への照会を行う等して、対応を検討する。
- ・担任は、関係教職員や友人から、当該児童の学習状況や家庭環境、友人関係等の情報収集を行う。
- ・情報収集に当たっては、児童の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめ等の問題行動が生じないように、他の児童に対する指導を行う。
- ・管理職は、担任や養護教諭からの報告を受け、全教職員で情報を共有し、共通理解を図るとともに、児童への支援に向けた校内体制を確立する。
- ・自傷行為や摂食障害を疑わせる身体の異常（手首の傷、吐きだこ等）が見られる場合には、早急に専門医に受診するよう保護者に勧告する。

#### [関係機関等との連携]

- ・保護者や学校医、スクールカウンセラー等との連携の下、児童の抱える問題を見極め、医療機関等への受診を促す。
- ・受診後は保護者の了解の下、医療機関と連携を図りながら、児童への相談・支援を継続する。

#### [保護者への対応]

- ・児童の支援の在り方についての共通理解を図る。
- ・家庭における児童の様子を注意深く見守ってもらい、情報交換を行う。
- ・児童の心の健康問題で悩んでいる保護者の気持ちを受け入れる等、保護者に対する支援を行う。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

- ・全ての教職員が児童の心身の発達や疾病等に関する理解を深めるとともに、心の健康に関するチェックリスト等の活用や、日常の健康観察の徹底を図り、心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患等、児童の心の健康問題の早期発見・早期対応に努める。
- ・日頃から、児童との信頼関係を確立し、相談しやすい体制づくりに努める。
- ・保健教室や個別の保健指導において、心の健康と不安、悩みへの適切な対処の仕方等について指導する等、児童への予防教育を行う。
- ・家庭に対して、児童の心身の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、保健だより等を通して、心の健康に関する正しい知識や対応方法を周知する。

## 1.5 児童虐待

### 【事例】

児童Aは、健康診断の際に背中に多数の傷があることから、家庭での児童虐待の疑いがあることが分かった。

#### ○発生時の対応のポイント

##### [状況の把握]

- ・虐待の可能性を発見した教職員は、児童から経緯等を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は関係職員を招集し、情報を整理して以後の対応について確認する。

##### [学校の対応]

- ・市町村（児童虐待対応担当課・要保護児童対策地域協議会（以下、「児童虐待対応担当課等」という。））や児童相談所等に速やかに通告し、連携して対応する。

##### [児童虐待を受けたと思われる児童への対応]

- ・心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラー等による面談を行う。
- ・当該児童との信頼関係の構築に努める。

##### [虐待が疑われる保護者への対応]

- ・最優先すべきは児童の安全確保のため、家庭との連携は慎重に行う。
- ・被害児童の安全を十分確保した上で、可能な範囲内で家庭での状況を把握する。
- ・保護者との関係が悪化することを懸念し、市町村（児童虐待対応担当課等）や児童相談所等への通告を躊躇することなく、早期の対応を行うようにする。

※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部等と連携を図り、適切な相談機関を紹介する。

##### [関係機関等との連携]

- ・市町村や児童相談所等の役割や児童虐待対応の実態等について、様々な機会を通して、市町村（児童虐待対応担当課等）や児童相談所等への通告等の趣旨の理解を図る。

##### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

##### [報道機関等への対応]

- ・報道機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

#### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

##### [早期発見の体制構築]

- ・日常から、学校のみならず、家庭訪問等を通して児童の状況を把握するとともに、児童がいつでも相談できる雰囲気を醸成する。

##### [通告体制の構築]

- ・早期発見の観点から、市町村（児童虐待対応担当課等）や児童相談所等への通告や関係機関等への連絡・相談を円滑に行うよう、日頃から連携を十分に図る。

##### [保護者に対する啓発]

- ・保護者に対し、学校だよりや懇談会等を通して、子育ての悩み相談等の情報を提供するとともに、児童虐待の防止や児童虐待が疑われる場合の関係機関等への通告の必要性について啓発する。

「「教職員のための児童虐待対応の手引」奈良県教育委員会」を参照

## 16 性的な画像が発見された場合の対応

### 【事例】

生徒Aから「同級生Bの裸の画像が生徒の間で出回っている。」との相談を受けて確認した結果、生徒CのスマートフォンからBの裸の画像が発見された。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握]

- ・教職員は、画像を所持している生徒から、入手した経緯を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・管理職は、関係教職員を招集し、把握している情報を共有する等して組織的に対応する。
- ・画像を所持している可能性がある生徒が複数いる場合には、速やかに関係生徒の聞き取りを行う。その場合、個別の聞き取りを一斉に行う等、画像の拡散や隠匿を防止するための対策を講じる。
- ・他校の生徒が関与している場合には、速やかに当該学校に連絡し、連携して対応する。

#### [被害生徒のケア]

- ・被害生徒に画像が流出した経緯を聞き取るとともに、被害生徒の意向を尊重して対応する姿勢を示すことで相談しやすい環境を整える。
- ・噂の流布等、被害生徒の二次被害を防止するため、管理職を中心とした体制を整えて情報管理を徹底する。

#### [保護者への相談]

- ・早期の段階で保護者に連絡し、学校が把握している事実や今後の対応方針を伝える。
- ・画像の流出等の被害拡大を防ぐため、速やかに、警察に相談することを被害生徒の保護者に促す。
- ・被害生徒の保護者が被害届を出す意向を示した場合には、学校として把握している情報を基に警察の捜査に協力することを保護者に伝えて理解を求める。

#### [画像等の保全]

- ・画像がインターネット上で公開されている場合には、サイト名やURLを確認し、状況を把握するとともに、プロバイダ等に削除要請を行う。
- ・スマートフォン等に画像が保存されている場合には、生徒に対して安易に画像を削除するような指導は行わず、被害生徒やその保護者の意向を確認するまでの間、学校に一時預けるように指導する。
- ・被害生徒の保護者が警察への相談を拒否した場合等、画像等を保全しておく必要がなくなった場合には、被害生徒の人権等に配慮した上で、目前で速やかに画像を削除させ、削除が完了したことを確認する。

#### [警察等との連携]

- ・警察と情報を共有しながら調査を行い、原因や動機等を明らかにすることで、生徒への指導を効果的に行う。

#### [個別指導と全体指導]

- ・画像を所持していた生徒に対して個別指導を行うとともに、再発防止のため、被害生徒が特定されないように配慮しながら全体指導を行う。また、指導に当たっては、SNS等を使って憶測による書き込みや噂が広まることのないように配慮する。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について速やかに報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・被害生徒等が精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請する等、早い段階から支援や助言を受ける。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [情報モラル教育の充実]

- ・ネットワーク上のルールや法律の内容を理解させ、違法な行為のもたらす問題について考えさせる。
- ・一度公開した情報は、複製される等して完全に削除することが困難であること等、インターネットに潜む危険性について理解させ、個人情報を書き込んだり、教えたりしないよう指導する。
- ・児童ポルノを製造したり、提供したり、所持・保管したりすることは犯罪であることを認識させる。

#### [フィルタリングの促進]

- ・生徒が使用する通信機器にはフィルタリングの設定をすることや、安易にフィルタリングを解除しないことについて、あらゆる機会を通じて保護者に対し、理解と協力を求める。

#### [家庭でのルール作りの促進]

- ・保護者に対し、家庭で話し合いながらインターネットの利用に関するルール作りを行い、生徒の利用状況や発達の段階に応じて、ルールの見直しを行うよう働きかける。

## 17 不審者の侵入

### 【事例】

学校に、授業中、卒業生を名乗る男が来校し、対応した教職員に対して、大声を上げながら突然殴りかかってきた。

### ○発生時の対応のポイント

#### [不審者への対応]

- ・複数の教職員で、手近にある物（机、椅子、消火器、さすまた、ほうき等）を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、全教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ・教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り別室に隔離する。別室に隔離する場合は、不審者に対応する教職員の安全を最優先する。

#### [児童生徒等の安全確保]

- ・教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、不審者に知られないように事前に決めておいた暗号等による緊急放送等で児童生徒等を避難させる。教室等への侵入等の可能性が低い場合や避難のため不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で待機させる。
- ・学級（ホームルーム）担任等は、逃げ遅れた児童生徒等や負傷者の有無等を確認するとともに、逃げ遅れた児童生徒等や負傷者がいた場合は、安全を確保しながら避難させたり、負傷の状況に応じて応急手当を行ったりする。

#### [関係機関等との連携]

- ・直ちに警察に110番通報する。また、負傷者等の状況に応じて救急車を要請するとともに、警察に続報を入れる。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について警察等の関係機関への通報と同時に教育委員会に緊急連絡し支援を要請する。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童生徒等の安全が確認された段階で、事件の経過、児童生徒等の状況、負傷者の有無等の情報を可能な限り収集し、速やかに教育委員会に報告する。

#### [保護者への対応]

- ・保護者への連絡が可能になった段階で、できるだけ速やかに事件の発生について連絡や説明を行う。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童生徒等の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、児童生徒等が一人で下校することのないように配慮する。

#### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [事後の対応]

- ・情報を収集して、事件の概要等を把握・整理した上で、保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関等やスクールカウンセラーと連携し、児童生徒等や教職員の様子を把握し、心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方等を検証する。

#### [危機管理体制の確立]

- ・不審者侵入事件を想定し、さすまた等を用いた防御の仕方や不審者の移動阻止、不審者確保後の逃げ遅れた児童生徒等の捜索や、家庭への連絡や引き渡し等の対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童生徒等の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

#### [不審者の侵入防止体制の整備]

- ・校門、外灯、校舎の出入口、窓、鍵の状況等について点検し、必要に応じて補修等を行う。
- ・死角の原因となる障害物の有無、自転車置き場や駐車場等からの侵入の可能性について点検を行う。
- ・立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示したりする。
- ・来訪者に名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。名札等の着用については、事前に保護者等に周知し、来校時は必ず着用するよう協力を促す。

#### [関係機関等との連携]

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する場を設定するとともに、さすまた等を用いた防御や不審者を取り押さえる方法等について、警察の指導を受けられる講習会等を実施する。

## 18 外部の者による器物損壊・盗難等

### 【事例】

テニス部の生徒が早朝練習のために、朝7時30分頃に部室の鍵を開けて入室すると、部室の窓ガラスが割られ、部室内に保管していた生徒の私物であるラケットが数本紛失していた。生徒は、すぐにテニス部の顧問に報告した。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握・対応]

- ・連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、確認や立ち入りを最小限に留め、「立入禁止」の掲示をする等、現場保存の措置を行う。
- ・器物損壊や盗難の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。
- ・管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。
- ・管理職は、生徒や保護者への説明内容等、今後の対応方針等を検討し、決定する。
- ・今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・各学級（ホームルーム）又は全校集会等において、全生徒に不審者による物品の盗難があった事実を説明し、他の生徒に被害がないか、不審な人物を目撃していないか等を確認する。

#### [関係機関等との連携]

- ・管理職は状況を把握し、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

#### [保護者への対応]

- ・担任や部活動顧問等は、被害を受けた生徒の保護者に連絡し、事件の概要や学校のとった措置を説明し、理解を求める。
- ・必要に応じて、担任や部活動顧問等とともに管理職が各家庭を訪問する。
- ・状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急保護者会等を開催し、事件の概要及び今後の対応について説明する。

#### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [再発防止策の検討]

- ・学年集会・全校集会等で事件の概要を伝え、部室等の使い方等について再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。
- ・担任や部活動顧問等は、生徒に不要な私物を持ち帰ることや貴重品の管理等について指導する。
- ・管理職は、管轄の警察署に対し、夜間における警戒強化について要請する。

#### [未然防止策]

- ・日頃から施設の管理状況を確認し、整備に努める。
- ・各部屋の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は校舎の施錠を確認する。
- ・夜間の警備を警備会社に業務委託している場合は、機械警備のセットを確実にを行う。
- ・備品等の保管場所や保管方法に十分注意する。
- ・地域の防犯協会等の関係機関やスクールガード等に、学校周辺の見回りを定期的実施するよう要請する。
- ・近隣の学校（他校種を含む）や教育委員会、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。
- ・自然災害が発生した際には、被災地を狙った窃盗犯罪の多発が考えられることから、警察と連携し、犯罪の発生状況について把握するとともに、地域の自主的な防犯活動への協力を検討する。

#### [その他]

- ・各部屋の管理責任者は、室内の物品の種類や個数について、日常的・定期的に確認し、把握するとともに、室内の整理整頓に努める。

## 19 不審者等による緊急事態発生時の対応

### 【事例】

見知らぬ男が下校中の児童生徒に声を掛け、連れ去ろうとしていたとの情報を電話により受けた。

### ○発生時の対応のポイント

《学校に不審者情報の第一報があった場合》

#### ステップ1 初期対応

##### 【緊急事態の判断】

- ・通報者から可能な限り、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どんなことをして」、「どのような状況になっているか」聞き取る。
- ・緊急性の有無が判断できない場合は、最悪の事態も想定されることも念頭におき、緊急事態として対応する。
- ※発生時の通報は情報が少ないことが多い。判断に迷う場合は緊急事態として行動する。

##### 【第一報時の対応】

- ・複数人で現場に急行する。  
(児童生徒の安否確認・安全確保が優先)
- ※当該児童生徒が現場におり、負傷している場合は直ちに119番通報する。
- ・直ちに警察への110番通報等、関係機関等への通報と被害児童生徒の保護者対応を行う。(情報の混乱を防止)
- ・続報も含めて、通報者から詳細な状況の聞き取りを行う。
- ※通報時間、通報者の身元、連絡先の聞き取りを忘れない。
- ・通報内容、関係機関等との連携状況を正確に集約・整理する。

##### 【他の児童生徒への対応】

- ・在校児童生徒の所在及び人数を確認し、事態が収束するまで学校で保護する。
- ・下校中の児童生徒については、帰宅しているかどうかを家庭に連絡する等して、早急に安否の確認をする。
- ・所在がつかめない児童生徒については、その児童生徒の友人や立ち寄りそうな場所等に連絡し確認をする。

##### 【保護者への対応】

- ・下校途中の児童生徒の保護者に対して、安否確認の依頼をする。
- ・学校に残っている児童生徒の保護者に連絡し、児童生徒の迎えを依頼する。

##### 【教育委員会への報告】

- ・管理職は、教育委員会への第一報と協力や支援を要請する。

《不審者は確保されていないが、児童生徒の安否が確認できた場合》

#### ステップ2 被害拡大の防止

##### 【二次的被害の防止】

- ・一斉メール等を活用して、保護者や地域住民に正確かつ迅速に情報を発信し注意喚起を図る。
- ・児童生徒の集団下校の体制を組むとともに、保護者や防犯ボランティア等の同伴を依頼する。

##### 【他の児童生徒への対応】

- ・学校に残っている児童生徒は、安全が確認されるまで保護するとともに、迎えに来た保護者へ引き渡す。
- ・所在がつかめない児童生徒は、保護者や警察等の協力を得ながら継続して安否確認をする。

##### 【保護者への対応】

- ・迎えに来た保護者に児童生徒を確実に引き渡す。
- ・保護者や防犯ボランティア等の同伴による集団下校を行う。

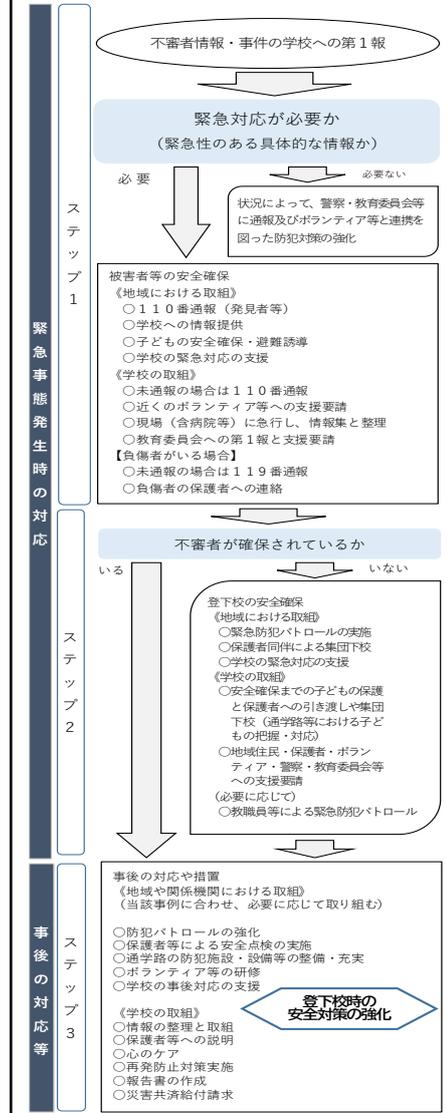
##### 【関係機関等との連携】

- ・PTAや関係機関等の協力を得て、学校周辺及び校内の巡視を強化する。

##### 【報道機関等への対応と事態経過の記録】

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・誤報を避けるため、分からないことは「現時点では分からない」と明確に回答し、判明した時点で回答する。
- ・児童生徒の個人情報の取扱いについて十分に配慮する。
- ・事件・事故の発生日時、場所、内容、措置・対応を時系列にし、正確に記録する。

### 【登下校時における緊急事態発生時の対応例】



## 《緊急事態収束後の対応》

### ステップ3

#### [被害児童等のケア]

- ・被害に遭った児童生徒やその保護者に対して、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行う。
- ・教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」等の事後の対応や措置を適切に行う。
- ・情報を整理し、教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求する。

#### [他の児童生徒への対応と再発防止]

- ・体調、睡眠、食欲、表情等の健康状態と、心配なことや困っていること等を家庭訪問や個別の面談で確認する。
- ・心の健康状態を把握できるようなアンケート調査等を実施する。
- ・配慮を要する児童生徒の情報を収集するとともに、必要な対応策を実施する。
- ・心的外傷による影響は長期にわたり現れることもあり、学校医やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じていく。
- ・緊急事態の正確な記録等から発生原因や問題点を究明し、登下校時の安全対策の改善・強化を図る。

#### [保護者への対応]

- ・事件・事故の重大性等によっては、できるだけ速やかに保護者説明会を開催し、「事件・事故についての報告」、「児童生徒の心のケアを含めた今後の対応」等について説明する。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

#### [報道機関等への対応]

ステップ2の「正確な情報の収集・把握・整理」「窓口の一本化」「個人情報の保護」を継続する。

## ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [危険予測・回避能力の育成]

- ・「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成等を通して、児童生徒へ危険箇所や「子ども110番の家」等の緊急の際の避難場所について十分に理解させるとともに、危険予測・回避能力を身に付ける指導を行う。
- ・登下校時の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）を指導する。
- ・登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練を実施する。
- ・学校と警察が連携し、学年や理解度に応じ、危険な事案への対応等について、児童生徒が考えながら参加・体験できる防犯教室等を実施する。
- ・警察の「ナポくんメール」や各市町村の「安全・安心メール」等を活用し、不審者情報等について教職員全体で情報共有する等、危機管理意識を高める。

#### [推進体制の構築]

- ・推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる教育委員会、学校、PTA、警察、防犯ボランティアを含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。
- ・危険等発生時において、当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルに従い体制整備を行う。
- ・保護者に対して、不審者情報等を入手するための手段についての啓発を行う。

## 20 感染症の発生（結核）

### 【事例】

ある児童生徒は、10月上旬から咳や痰等の風邪症状があり、市販薬を服用しながら通学していたが、12月に入り、倦怠感や発熱、体重減少等の症状が続くことから、医療機関を受診したところ結核と診断された。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握]

- ・他の児童生徒や教職員の中に感染した者がいないか、健康観察等で健康状態を把握する。

#### [関係機関等との連携]

- ・診断した医師から保健所に届け出が出され、保健所が対策を行うことから、学校は対応について保健所と情報を共有する。
- ・保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には保健所に協力する。
- ・教育委員会、学校、学校医、保健所等が互いに報告・連絡・相談できる体制を整えておく。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、児童生徒に結核が発生した場合、又はその疑いがある場合には、教育委員会に速やかに報告し、対応策等について、指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

#### [保護者への対応]

- ・保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を実施する。
- ・病状等に応じた対応を行うことになるため、他の児童生徒等や保護者への情報提供については、関係者間でその範囲や内容の必要性を検討する。

#### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・結核と診断された児童生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

#### [その他]

- ・結核と診断された児童生徒・家族の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめ等の問題行動が生じないように、指導に努める。

### ○今後の対応策（感染予防）のポイント

#### [感染予防]

- ・全ての児童生徒に定期健康診断を受診させるとともに、学校医との連携の下、日常の健康観察の徹底や医療機関での受診結果の把握等に努める。
- ・保健教育において、結核に関する正しい知識や予防方法等の指導の充実に努め、児童生徒への予防教育の徹底を図る。
- ・家庭に対し、児童生徒の健康状態を的確に把握するように依頼するとともに、保健だより等を通して、結核に関する正しい知識や予防方法の周知を図る。
- ・地域における発生や流行状況等を把握する。
- ・教職員は、自身が発病すると児童生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診するとともに、結核が疑われる症状があった時には早期に受診をする。

## 2.1 学校給食による食中毒

### 【事例】

学校で、授業中や休み時間に複数の児童が嘔吐や下痢、腹痛、発熱等の症状を訴え早退した。その後、医療機関を受診した児童の保護者から、「受診した病院の医師から、食中毒の疑いがあると言われた」との連絡を受けた。

### ○発生時の対応のポイント

#### 〔初期対応〕

- ・管理職等は、複数の児童が嘔吐や下痢、腹痛、発熱等共通した症状を訴える場合は、食中毒等の集団発生を疑い、学校医、教育委員会、保健所に連絡する。また、初期の症状や発生状況からは食中毒か感染症なのか明確に判断することは困難であることから、初動調査は両面から行う。
- ・管理職等は、近隣の学校や児童の家族等の発症状況を把握する。
- ・管理職等は、学校医や保健所から、地域における感染症等の発生状況について情報を得る。
- ・管理職等は、発症前約2週間の欠席状況や教育活動の内容等について把握する。
- ・管理職等は、児童の健康状態や対応等について、時系列に正確に記録する。
- ・校長は、学校給食の中止や臨時休業、出席停止等の措置について学校医や保健所等の助言を受けるとともに教育委員会と協議の上、速やかに判断する。
- ・管理職等は学校内外の組織体制を整備し、関係職員の役割を明確にし、消毒や事後措置等の計画を立て感染拡大防止の措置をとる。
- ・管理職等は、保健所及び学校医等の指示事項を正確に記録する。
- ・管理職等は、給食調理の責任者や栄養教諭等と連携し、献立表、作業工程表、作業動線図、温度記録簿、検収票等の関係書類を準備するとともに、学校給食の保存食の廃棄を中止するよう指示する。

#### 〔保護者への対応〕

- ・担任等は、入院や欠席等をしている児童に対して、病院や家庭を訪問し、容体を確認するとともに、今後の対応について説明する。
- ・担任等は、症状のある児童を速やかに医療機関で受診させ、結果を学校に報告するよう依頼する。
- ・校長は、教育委員会や保健所の指示に基づき、集団発生の状況等を保護者に周知し、健康観察や検便検査等の協力を求める。
- ・PTA役員会等を招集し、状況を説明するとともに、今後の対応について協力を依頼する。
- ・全ての保護者を対象とした説明会等を開催して状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識や二次感染予防等について文書を配布する等し、不安解消に努める。

#### 〔児童への対応〕

- ・養護教諭等は、全校集会等により、食中毒の正しい知識、手洗いの励行等、健康管理についての指導を行う。
- ・担任等は、罹患した児童に対しては不安解消に努め、心のケアが必要な児童にはカウンセリングを行うとともに、いじめや誹謗中傷等を受けることがないように配慮する。

#### 〔関係機関等との連携〕

- ・管理職は、学校医、保健所に連絡し、症状のある児童への対処や施設等の消毒方法等について指示を受け対応する。
- ・校長は、保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。

#### 〔教育委員会への報告〕

- ・管理職は、直ちに教育委員会へ事故の状況を報告し、対応策等について指導・助言を受ける。
- ・管理職は、所定の様式により速やかに関係機関へ適宜報告する。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### 〔再発防止策〕

- ・校長は、給食調理の責任者や栄養教諭等と連携し、関係機関等の立入調査等に協力し、事故原因の究明を行うとともに、関係機関等の指導を受けて、再発防止に向けた対策案の検証を行う。
- ・調理場においては、栄養教諭等の衛生管理責任者が、学校給食従事者の衛生、施設設備の衛生、食品の衛生の適性を期すため日常の点検及び指導に当たり、学校給食衛生管理基準等に基づき衛生管理の徹底を図る。

#### 〔未然防止策〕

- ・教育委員会等は安全な学校給食を実施するため、衛生管理責任者を定め、関係する組織を活用しながら、衛生管理体制を整備する。
- ・教育委員会等は、学校給食従事者等が食中毒や衛生管理に関する知識をもって業務を行うことができるよう研修の機会を確保し資質の向上を図る。
- ・管理職は学校保健委員会等を活用し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主事、養護教諭等の教職員、栄養教諭等、保健所の職員等の専門家及び保護者が連携した体制を整備する。
- ・管理職は日頃から学校給食関係者との連携を密にし、計画的に施設設備等の改善を行う。
- ・管理職は、児童の摂食開始時間の30分前までに検食し異常がないことを確認する。異常があった場合には直ちに給食を停止し、速やかに給食調理場に連絡する。
- ・担任等は、給食当番の児童等（教職員も含む）の健康状態について、健康観察票に基づき毎日点検し記録する。当番以外の児童等に対しても、手洗いや食事環境を整えることができるよう給食指導を行う。

## 2.2 学校給食への異物混入

### 【事例】

学校で給食時間となり、給食を食べ始めたところ、ある生徒がパンの中に縫い針が入っていると担任に申し出た。

### ○発生時の対応のポイント

#### [初期対応]

- ・担任等は、当該生徒の負傷の有無を確認し、学級の他の生徒に対して給食を食べないように指示するとともに、直ちに管理職に報告する。
- ・管理職は、直ちに校内放送等により、全校の生徒及び教職員等に対して給食を一時停止するよう指示するとともに、他の学級の状況を把握する。
- ・管理職は、発見した異物の現状を確認するとともに、健康被害が生じる恐れや影響が及ぶ範囲について教職員や学校給食従事者等の関係職員と協議を行い、状況に応じて給食の中止（全部・一部）又は継続等の判断を行う。
- ・管理職は、教育委員会に事故の状況を報告するとともに、今後の対応策について協議する。
- ・管理職は、生徒に健康被害が生じる恐れがあると判断した場合は、保健所等にも連絡する。

#### [状況の把握]

- ・担任等は、当該生徒の健康状態や対応等について正確に記録する。
- ・管理職は、異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、児童生徒の状況等）を確認するとともに、現物（袋等も）を可能な限り現状のまま保存する。
- ・管理職は、パン業者の納入担当者及び検収責任者からの搬入時の状況（時刻・場所・個数等）とその後の保管状況を確認する。
- ・管理職は、故意に混入させたことも考えられることから、来校者名簿等から来校者を確認する。

#### [保護者への対応]

- ・保護者説明会等を設け、異物混入の状況を説明するとともに、これまでの対応内容や今後の対応等について文書を配布する等し、不安解消に努める。

#### [生徒への対応]

- ・全校集会等により、生徒に事故の状況と対応について説明し、不安解消に努める。

#### [関係機関等との連携]

- ・管理職は、必要に応じて警察へ届け出るとともに、捜査に協力する。
- ・管理職は、保健所（混入した物によっては学校医、学校薬剤師）に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応する。
- ・校長は、翌日以降の給食の中止や献立内容の変更等の対応策について、教育委員会及び栄養教諭等と協議する。
- ・教育委員会は、校長及び栄養教諭等と協議し、学校給食の安全管理体制が整い、食品の安全性が確保された時点で学校給食へのパンの提供再開を決定する。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、直ちに教育委員会へ事故の状況を報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ随時報告する。
- ・校長は、事故原因究明後、対応の経過、今後の再発防止策等をまとめ、速やかに所定の様式により教育委員会へ報告する。

#### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職等が当たる。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

- ・管理職は、学校給食の安全管理のため、衛生管理責任者と連携し、確実な検収作業の実施や食品の安全な保管について指示するとともに、給食室や配膳室に部外者が立ち入ることがないように施設の施錠等の管理体制を整える。
- ・担任等は、安全に給食を実施するため、給食当番の運搬や配膳の方法、教室の環境の整え方等について児童生徒等への指導を徹底する。

## 2.3 食物アレルギー

### 【事例】

学校で給食時間中、一人の児童が全身にじんま疹が出現し、担任に腹痛を訴えてきた。担任が様子を見ている間に児童はぐったりし、意識がもうろうとしてきた。児童は食物アレルギーを有しており、アナフィラキシーショックを発症していると思われる。

### ○発生時の対応のポイント

#### 〔初期対応〕

- ・担任等は、当該児童から目を離さず、状況を観察するとともに、直ちに他の児童に養護教諭や他の教職員等と呼びに行かせる。知らせを受けた養護教諭等は直ちに管理職に報告し、対応にあたる。
- ・管理職等は、学校生活管理指導表等の関係書類及びアドレナリン自己注射薬（以下、「エピペン<sup>®</sup>」という。）及びAEDを教室に持って行くよう指示する。
- ・管理職等は、担任や養護教諭等と連携し、エピペン<sup>®</sup>の使用について判断すると同時に、救急車を要請し教職員等を同行させて当該児童を医療機関へ搬送する。

#### 〔当該児童への対応〕

- ・その場で安静にさせ、立たせたり、歩かせたりしない。
- ・足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え体と顔を横向きにする。
- ・救急隊が到着するまでの間、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生とAEDの措置を行う。

#### 〔他の児童への対応〕

- ・他の教職員等は、当該学級の児童の給食を一時停止させ、他の教室に移動させるとともに、動揺が広がらないように適切な声かけを行う。

#### 〔保護者への対応〕

- ・管理職等は、当該児童の保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職等は、病院に向かい、保護者に発症時の状況と対応内容について説明する。

#### 〔関係機関等との連携〕

- ・管理職等は、主治医等に連絡し、必要な指示を受け対応する。

#### 〔教育委員会への報告〕

- ・管理職は、事案の状況及び対応内容について所定の様式により速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ随時報告する。
- ・管理職は、事故発生の原因究明後、対応の経過、再発防止対策等をまとめ、速やかに所定の様式により報告する。

#### 〔報道機関等への対応〕

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職等が当たる。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### 〔再発防止策〕

- ・アレルギー対応委員会等を開き、学級担任、養護教諭、栄養教諭等からの情報をもとに、事故に至った経緯や対応策を整理する。
- ・関係機関等の協力を得ながら、原因や学校の対応等を分析し、校内体制の見直しや研修を実施する等、再発防止策を講じる。

#### 〔未然防止策〕

- ・管理職は、アレルギー対応を行うに当たっては、組織的な対応を行うための体制を整え、事故防止のためダブルチェックの機能を備えるようにすること。また、いつ、だれが、どのように確認するかを明確にし、全教職員で共通理解を図る。
- ・管理職は、学校における配慮や管理が必要な児童生徒等の保護者に対して、医師が作成した「学校生活管理指導表」の提出を依頼する。また、「学校生活管理指導表」は、症状等に変化がない場合にあっても、配慮や管理が必要な間は毎年提出を依頼する。
- ・担任等は、「学校生活管理指導表」を用いて、保護者と個別面談を行い、原因となる食物、運動との関連の有無、エピペン<sup>®</sup>や内服薬の携帯、課外活動の留意点等、児童生徒の実態について正確な情報を把握する。
- ・校長は、保護者の同意を得た上で、アレルギー対応委員会等において、児童生徒等の実態に基づき学校における食物アレルギーの対応について協議し、「個別支援プラン」を作成し、全教職員に周知して共通理解を図る。
- ・栄養教諭等は、料理ごとに使用している原材料が詳細に分かる献立表を作成し、教職員、調理従事者、保護者等の関係者全員で情報を共有する。また、児童生徒等が新しい環境に慣れるまでの間、新規発症の原因となりやすい食物（種実類、木の実類、甲殻類、果物等）の使用に十分配慮する。
- ・担任等は、各学校のマニュアル等に基づき、給食内容（除去、代替食の提供及び弁当の持参等）について毎回必ず確認を怠らないよう十分留意する。また、おかわりによる事故の防止、喫食後の児童生徒の様子等にも注意を払うよう心がける。
- ・校長は、児童生徒が緊急性の高いアレルギー症状を発症した際に、全教職員が役割分担をして、エピペン<sup>®</sup>やAEDの使用、心肺蘇生等の対応が確実にできるよう、シミュレーション研修等を実施する。

## 24 地震

### 【事例】

授業中に地震が発生し、震度6強の激しい揺れに襲われた。

#### ○発生時の対応のポイント

##### [初期対応（安全確保・状況把握）]

- ・児童生徒等に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示する。
- ・身を隠すところがない場合は、落下物から身を守るため、座布団や鞆、本等で頭を保護し、低い姿勢をとらせる。
- ・廊下、運動場、体育館等の広い場所においては、中央部に集まってしゃがむよう指示する。
- ・避難口を確保するため、出入口を開放する。
- ・火気使用中は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

##### [二次対応（避難指示・誘導）]

- ・管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況や警報等の発表の有無、停電や断水等の状況を把握し、負傷者の救護や避難方法を決定する。また、学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校防災本部」を設置する。
- ・学校施設の安全点検を行い、危険箇所がある場合は、立入禁止の表示等を行うとともに、既存の図面等に当該箇所を表示し、教職員に周知する。
- ・授業担当者は、児童生徒等の負傷の有無や程度、避難時の安全性（教室等及び周辺の被害状況、転倒、落下の危険性等）を確認するとともに、児童生徒等の不安を増大させないようにその場に留まる。
- ・発生時に授業を担当していない教員は、分担して各教室に急行し、授業担当者から児童生徒等の状況を聞き取るとともに、避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況等を確認し、管理職に報告する。また、必要な場合は、授業担当教員や養護教諭と連携し負傷者の応急手当に当たる。
- ・避難誘導を担当する教職員は、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、校内放送等を通じて避難の指示を行う。
- ・授業担当者は、指示に従い、児童生徒等の避難を開始する。その際、「走らない」「話をしない」など落ち着いて行動するよう指導する。
- ・発生時に授業を担当していない教員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送が使用できない場合は、ハンドマイク等を用いて伝える等、確実な伝達方法により避難指示を伝える。さらに、逃げ遅れた者がいないかを確認する。

##### [避難場所での対応]

- ・授業担当者又は担任は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、児童生徒等や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

##### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、災害により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、その概要について速やかに教育委員会へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

##### [事後対応]

- ・警察、消防署等の関係機関から、校区の被災状況を正確に把握する。
- ・負傷した児童生徒等がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況を確認する。
- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合や公共交通機関が不通で下校手段のない場合、気象情報や土砂災害警戒情報等により下校時に危険が予想されている場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、児童生徒を地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。
- ・事故の発生直後から、児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、心のケアに努める。
- ・電気、水道等、ライフラインが寸断された場合は備蓄品等で対応する。

- ・長期休校となる可能性を考慮し、教職員や児童生徒等、保護者との連絡体制を確認する。

#### ○防災対策のポイント

##### [事前の対応策]

- ・日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、危機管理マニュアル等を踏まえた、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく。
- ・校区の過去の災害や被災の危険度を確認し、具体的な防災計画を作成する。

##### [安全教育の徹底]

- ・学校の教育活動全体を通じて、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- ・防災の専門家を招聘した講演会、地域住民や関係機関等と連携した防災訓練、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行う等、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒等や負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。
- ・関係機関等と連携し、教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、AEDの使用方法等、応急手当の技能を身に付けるための校内研修を実施する。

##### [安全管理の徹底]

- ・学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、臨時休校の対応も含めて、防災に関する計画やマニュアルの策定・見直しが行われるようにする。
- ・避難訓練を通して、防災体制の問題点を確認し、改善を図るとともに、日頃から教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設・設備等の安全点検を徹底する。
- ・緊急時に搬出が必要な物品の保管場所を全教職員に周知するとともに、定期的に点検を行う。
- ・書棚やロッカー等が地震発生時に移動・転倒しないよう対策を行う。
- ・大規模な地震の後は電話が通じないことが多いため、電子メール等の代替の通信手段を確保し、連絡方法を複線化する等、情報発信手段をあらかじめ準備しておく。
- ・地震発生後の児童生徒の保護者への引き渡しの手順を明確にし、その内容を保護者に説明し理解を得る。
- ・学校施設が地域の避難所となっている場合には、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議の上、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について予め定めておく。

## 25 弾道ミサイルの発射

### 【事例】

授業中に、奈良県を含む地域に全国瞬時警報システム（以下、「Jアラート」という）が発報された。

#### ○発報時の対応のポイント

[初期対応（安全確保・避難行動）]

《屋外にいる場合》

- ・速やかに校舎内もしくは体育館内に避難させる。
- ・近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るように指示する。

《屋内にいる場合》

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動させる。（教室においては、ガラスの飛散を防ぐためにカーテンを閉め、各自の机を廊下側に詰めて移動させ、机の下で頭部を保護し身を低くすることが望ましい）

「Jアラートを介した情報による状況の把握⇒安全な場所を判断して避難⇒姿勢を低くして頭部を守る」

《近くにミサイルが落下して、屋外にいる場合》

- ・口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難させる。

《近くにミサイルが落下して、屋内にいる場合》

- ・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉するように指示する。

《落下場所等についての追加情報から、周辺地域へのミサイルの落下はないことが確認された場合》

- ・Jアラートによる追加情報が「ミサイル通過」又は「日本の領海外に落下」となった時点で安全と見なし学校活動を再開する。
- ・ミサイルの落下物と思われる不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、触れず、直ちに教職員へ連絡をさせる。連絡を受けた教職員は、警察・消防に連絡をする。

[避難（被災）場所での対応]

- ・授業担当者又は担任は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、児童生徒等や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

[保護者への対応]

- ・学校と保護者の間で、安否連絡方法、引き渡し方法等について、あらかじめ確認して、点検・周知しておく。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、ミサイル発射等により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、その概要について速やかに教育委員会へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

#### ○今後の対応策（事前準備・対応）のポイント

- ・Jアラートによるミサイル発射情報発報時における危機管理マニュアルを策定・確認しておき、教職員による児童生徒等の適切な避難誘導方法を場合別にあらかじめ確認しておく。また、このことについて、全教職員間で共通理解を図っておく。
- ・Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておく。その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておく。また、校外活動時の引率教員等との連絡体制をあらかじめ確認しておく。
- ・施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証を行う。
- ・平常時から危機情報の収集及び提供による注意喚起を行う。
- ・自治体の危機管理部局等の関係機関との連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図る。

※このページは挿しページ扱いとする（ページ番号はなし）

# 參考資料

# 1. 学校安全計画の例

## (1) 幼稚園

月	4	5	6	7・8	9	
安 全 教 育	生活安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園内の安全な生活の仕方</li> <li>・遊びの場や遊具（固定遊具を含む）、用具の使い方・小動物のかかわり方</li> <li>・困ったときの対応の仕方</li> <li>※5歳児：新しく使える遊具や用具、場所の使い方</li> <li>○子ども110番の家</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園内の安全な生活の仕方</li> <li>・生活や遊びの中で必要な道具や用具の使い方（いす、はさみ、ステープラー、コップ、箸等）</li> <li>・けがや不調なときの対応</li> <li>・小動物の世話の仕方</li> <li>・通園バスの乗り降りの仕方や待ち方の約束</li> <li>○集団で行動するときの約束</li> <li>・一人で行動しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨の日の安全な生活の仕方</li> <li>・雨具の使い方、始末の仕方</li> <li>・廊下、室内は走らない</li> <li>○水遊びのきまりや約束</li> <li>・準備体操</li> <li>・プールでの約束</li> <li>○家に帰ってから</li> <li>・知らない人についていけない</li> <li>・「いかのおすし一人前」の約束を知る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水遊びのきまりや約束</li> <li>・準備体操</li> <li>・プールでの約束</li> <li>○暑い日の過ごし方</li> <li>・熱中症予防の水分補給</li> <li>・遊び場や遊び方、休息</li> <li>○夏期休業中の生活について（安全で楽しい過ごし方）</li> <li>・花火の遊び方</li> <li>・外出時の約束</li> <li>・一人で遊ばない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活のリズムを整え、楽しく安全な生活</li> <li>・登降園時の約束、遊具・用具・、固定遊具の安全な使い方</li> <li>○水遊びの決まりや約束</li> <li>・準備体操</li> <li>・プールでの約束</li> <li>○戸外で体を十分動かして遊ぶ</li> <li>○集団で行動するときの約束</li> <li>・集合の合図・友達との歩行</li> </ul>
	交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な登降園の仕方</li> <li>・初歩的な交通安全の約束（親子で手をつなぐ）</li> <li>・自転車登降園での約束</li> <li>○園外保育での安全な歩き方</li> <li>・並ぶ、間隔を空けない等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の安全な歩き方</li> <li>・標識、標示（とまれ等の意味）</li> <li>・安全確認（両足をそろえる、左右を見る）の仕方</li> <li>○親子路上安全教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨の日の安全な歩行の仕方</li> <li>・傘の持ち方</li> <li>○園外保育での安全な歩き方</li> <li>○乗り物に関する約束</li> <li>・車中での過ごし方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通安全に関する約束を再確認</li> <li>・飛び出し</li> <li>・道路では遊ばない</li> <li>・自転車に乗るときの約束（保護者の付き添い）</li> <li>・自動車の前後の横断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遠足・園外保育での交通安全</li> <li>・道の端を歩く</li> <li>・ふざけながら歩かない</li> </ul>
	災害安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難（防災）訓練の意味や必要性</li> <li>・教職員など大人の指示に従う</li> <li>○避難の仕方</li> <li>・避難訓練の合図（サイレン、放送・緊急地震速報等）</li> <li>・「おはしも」の約束</li> <li>・防災頭巾等のかぶり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈火災：サイレン、放送で伝達〉</li> <li>※3・4歳児：集合場面</li> <li>・火災時は靴を履きかえない</li> <li>※5歳児：自由に活動している場面</li> <li>・教職員の指示を聞いての避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈地震：サイレン、放送、緊急地震速報で伝達〉</li> <li>○地震のときの避難の仕方</li> <li>・頭を守る</li> <li>・机の下に潜り、脚を持つ</li> <li>・避難時は靴を履く（火災と同様に上履きで避難）</li> <li>「おはしも」の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈火災：火災報知器・放送にて伝達〉</li> <li>○放送・教職員の指示を聞き避難</li> <li>・非常用滑り台で避難</li> <li>・ハンカチを鼻、口に当てる、煙が発生した場合は体を低くして避難</li> <li>・持っているものは置いて避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈地震：警戒宣言発令〉</li> <li>○大地震が起きたときの避難の仕方（幼・小・中合同訓練）</li> <li>・保育室にて保護者への引き渡し訓練（保護者は徒歩）</li> <li>・家庭で地震が起こった場合の対処の方法</li> </ul>
行事	入園式	園外保育・遠足	園外保育・遠足 プール開き	終業式 夏祭り 夏季休業日	始業式、プール納め 園外保育・遠足	
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全点検表の作成</li> <li>○園内外の環境の点検、整備、清掃</li> <li>○保育室の遊具、用具の点検、整備、清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園外保育・遠足等の目的地の实地踏査</li> <li>○消防署の指導により教職員の通報訓練、初期消火訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児の動線を考え、室内での安全な遊びの場づくりの工夫</li> <li>○プール清掃、水遊びの遊具、用具の安全点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熱中症予防のための冷房や換気の活用</li> <li>○夏季休業中は園舎内外の施設、設備の見回り</li> <li>○新学期が始まる前に保育室内外の清掃、遊具、用具の安全点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使い慣れた遊具、場所の安全指導の徹底</li> <li>○危険な行動に対する、教職員同士の共通理解、指導の徹底</li> </ul>	
学校安全に関する組織活動（研修を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会、園だよりで周知</li> <li>・園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡（登降園の仕方、園児引渡しの仕方、一斉メールによる連絡の仕方、出欠の連絡、けがや病気に関する連絡方法、災害時の対応）</li> <li>・通園状況の把握</li> <li>○春の交通安全運動</li> <li>○遊具の安全点検の仕方に関する研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会、園だよりで周知</li> <li>・定期健康診断の結果連絡、健康で安全な生活についての意識の高揚</li> <li>・一斉メールを使った練習</li> <li>・路上での実際指導</li> <li>・光化学スモッグ警報発令時の対応の仕方を連絡</li> <li>○心肺蘇生法（AEDを含む）の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会、園だよりで周知</li> <li>・水遊びのための健康管理</li> <li>・夏の生活で必要な安全（雨天時の歩行、登降園時に親子で注意、熱中症への配慮）</li> <li>・登降園時の落雷や集中豪雨等の自然災害への対応</li> <li>○幼児の交通事故の現状（警察署から講義）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会、園だよりで周知</li> <li>・警察署より交通安全及び防犯（誘拐）について講話</li> <li>・夏季休業中の過ごし方（健康生活、落雷、台風などの気象災害への配慮事項の確認）</li> <li>・地域が行っている防犯パトロールについての情報交換</li> <li>○不審者との具体的な対応の仕方やいろいろな道具の使い方（警察署から実際指導）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会、園だよりで周知</li> <li>・通園路を見直し、安全な通路、危険な場所の確認</li> <li>・生活リズムの調整、体調への十分な配慮を依頼</li> <li>・避難に関する情報発令時の避難行動、引取り訓練</li> <li>・台風等の暴風雨時の対応について</li> <li>○秋の交通安全運動</li> </ul>	

10	11	12	1	2・3
<p>○様々な遊具の安全な使い方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボール（蹴る、投げる等）の遊び方</li> <li>・縄跳びの縄の扱い</li> </ul> <p>※5歳児：後に使う人の安全を考えた片付け方</p> <p>○集団で行動するときの約束</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける</li> </ul>	<p>○様々な遊具や用具の安全な使い方、片付け方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目打ち、段ボールカッター等</li> </ul> <p>○不審者対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者が園に侵入したときの避難の仕方</li> </ul> <p>○集団で行動するときの約束</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける</li> </ul>	<p>○体を動かして遊ぶ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危険につながる服装</li> <li>○冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方</li> <li>○誘拐の防止</li> <li>○暖房機の危険性、安全に関する約束</li> <li>○冬季休業中の生活について（安全で楽しい過ごし方）</li> </ul>	<p>○進んで体を動かし、安全で活発な行動・室内にこもらず戸外で活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○園生活に必要な約束やきまりを自分から気付き、守る</li> <li>○暖房機の危険性、安全に関する約束</li> <li>○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方</li> </ul>	<p>○自分の身の回りの安全に自ら気付き、判断し行動する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任以外の教職員の指示</li> <li>○異年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認</li> <li>○暖房器の危険性、安全に関する約束</li> <li>○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方</li> </ul>
<p>○信号の正しい見方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点滅しているときの判断の仕方</li> </ul> <p>○警察の指導による交通安全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な登降園の仕方、自転車の乗り降りの仕方、道路の渡り方</li> </ul> <p>○バスの中の安全な過ごし方</p>	<p>○登降園時、園外保育・遠足の交通ルールを自分から気を付け、守る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の耳と目で確かめる習慣</li> </ul> <p>○電車の乗り降り、車中の安全な過ごし方</p>	<p>○様々な状況、場面での交通ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の横断</li> <li>・駐車中の自動車の前後の横断</li> <li>・信号が点滅しているときの行動の仕方など</li> </ul>	<p>○様々な状況、場面で、自分で判断する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の耳と目で確かめる習慣</li> <li>・交通量の多い道路での歩行、横断</li> <li>○寒い日の安全な歩き方</li> <li>・雪や凍結している道の安全な歩行</li> <li>・寒い日の安全な身支度</li> </ul>	<p>○交通安全のために、自分で判断して行動する</p> <p>※5歳児：小学校付近の道路の危険な場所、安全な歩行の仕方</p>
<p>〈火災：肉声で通報〉</p> <p>○「火事だ」の声による通知、速やかな避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の状況、そばにいる教職員の指示</li> <li>・第二次避難場所まで避難</li> </ul>	<p>〈地震・津波：サイレン、放送で伝達〉</p> <p>○大きな揺れが続いているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頭を守る、危険のない場所</li> <li>・指示があるまでは動かない等</li> </ul> <p>※5歳児：起震車により大地震の揺れを体験、地震のときの基本動作（親子で体験）</p>	<p>〈地震・津波火災発生：サイレン、放送、緊急地震速報で伝達〉</p> <p>○第三次避難場所へ避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災頭巾等をかぶつての安全な歩行</li> </ul>	<p>〈火災：園児に予告なし〉</p> <p>○周囲の状況、放送やそばにいる教職員の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防署から指導</li> <li>・火災の怖さ、火事発見時の適切な行動</li> </ul>	<p>〈地震・火災：幼児・教職員ともに予告なし〉</p> <p>○大きな揺れが続いているときの自分の身の守り方</p>
<p>運動会園外保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園外保育・遠足（バス）</li> </ul>	<p>園外保育・遠足</p>	<p>終業式</p> <p>冬季休業日</p>	<p>始業式</p> <p>園外保育（凧あげ）</p>	<p>終業式</p>
<p>○戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮</p> <p>○園外保育・遠足を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導</p>	<p>○電車を使つての遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて遠足の实地踏査</p>	<p>○暖房設備の点検、使用するための準備</p>	<p>○室内での遊び、狭い遊び場での安全管理・教職員同士の連携・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○暖房の温度、室内の換気に留意</li> <li>○戸外での遊びの奨励</li> <li>○教職員の消火訓練（消防署の指導）</li> <li>○積雪時の園庭、園舎の安全確認</li> </ul>	<p>○1年間の安全点検の評価・反省</p> <p>○次年度の防災組織等の再編成</p>
<p>○保護者会、園だよりで周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼（ノーマン自転車デー）</li> <li>・警察の指導により、登降園の様子、幼児が自分で判断し、安全な歩行の仕方を身に付けるための指導協力</li> <li>・消火、通報訓練（消防署による指導）</li> </ul>	<p>○保護者会、園だよりで周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の指導（起震車での地震体験）</li> </ul> <p>○不審者への対応に関する実技研修</p>	<p>○保護者会、園だよりで周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み中の健康で安全な生活について</li> <li>・年末年始の地域の防犯、防災活動に関心をもち、幼児に伝える</li> </ul>	<p>○保護者会、園だよりで周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認</li> <li>・降雪時の登降園時の歩行、身支度などへの配慮について連絡と協力依頼</li> </ul>	<p>○保護者会、園だよりで周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学に向けての心構え（危険な道路、場所、安全な交通行動等に関する指導）</li> <li>・休み中の生活</li> </ul> <p>○園内事故等発生状況と安全措置に関する研修</p>

(2) 小学校

※学級活動の欄 「◎」・・・1単位時間程度の指導 「・」・・・短い時間の指導

		4	5	6	7・8	9	
月の重点		通学路を正しく歩こう	安全休み時間を過ごす	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	
道徳		規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	
安全 全 教 育	生活	・遊具の正しい使い方 ・校内探検 ・廊下の歩き方、安全な校内での過ごし方	・地域巡り、野外観察の交通安全 ・活動に使用する用具等の安全な使い方	・通学路の様子、安全を守っている人々の働き	・虫探し・お店探検時の交通安全	・はさみの使い方	
	社会	・我が国の国土と自然環境（5）	・地域の安善を守る働き（消防署や警察署）（3）	・自然災害と人々を守る行政の働き（4）	・夜間観察の安全	・天気の変化と災害	
	理科	・天気の変化 ・ガスバーナーの使い方など正しい加熱、燃焼や気体の発生実験	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコなどガラス実験器具の使い方	・雨水の行方と地面の様子 ・実験・観察器具の正しい使い方	・夜間観察の安全	・天気の変化と災害	
	図工	・はさみ・カッター・ナイフ・糸のこぎり・金づち・釘抜き・彫刻刀・ペンチ等の用具、針金					・竹ひご・細木、
	家庭	・針、はさみの使い方 ・用具の個数確認	・アイロン等の熱源用具の安全な取扱い	・食品の取扱い方	・包丁の使い方 ・調理台の整理整頓	・実習時の安全な服装	
	体育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・鉄棒運動の安全	
	総合的な学習の時間		「○○大好き～町たんけん～」（3年）「交通安全ポスターづくり」（4年）				
	学級 活 動	低学年	・通学路の確認 ◎安全な登下校 ・安全な給食配膳 ・子ども110番の家の場所	・休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加の仕方 ・遠足時の安全 ・運動時の約束	・雨天時の約束 ◎プールの約束 ・誘拐から身を守る	・夏休みの約束 ◎自転車の乗車時の約束 ・落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ・運動時の約束
		中学年	・通学路の確認 ◎安全な登下校 ・安全な清掃活動 ・誘拐の起こる場所	・休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ・遠足時の安全 ・運動時の約束 ◎防犯教室（3年生）	・雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ・防犯にかかわる人たち	・夏休みの安全な過ごし方 ・自転車乗車時のきまり ・落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ・運動時の約束
		高学年	・通学路の確認 ◎安全な登下校 ・安全な委員会活動 ・交通事故から身を守る ◎身の回りの犯罪	・休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ・交通機関利用時の安全	・雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣水泳 ・自分自身で身を守る ◎防犯教室（4、5、6年生）	・夏休みの事故と防止策 ・自転車の点検と整備の仕方 ・落雷の危険	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ・運動時の事故とけが
児童会活動		・新1年生を迎える会	・児童総会 ・クラブ活動、委員会 ・活動開始		・児童集会 ・地域児童会集会		
主な学校行事		・入学式 ・健康診断 ・交通安全運動	・運動会・遠足 ・避難訓練（不審者）	・自然教室 ・集団下校訓練（大雨等） ・プール開き		・交通安全運動 ・総合防災訓練（地震→引渡し）	
安全 管 理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・プールでの安全のきまりの確認	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上で安全な過ごし方	
	対物管理	・通学路の安全確認 ・避難経路の確認 ・安全点検計画	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	
学校安全に関する組織活動（保護者、地域、関係機関等との連携）		・登下校時、春の交通安全運動期間の街頭指導（保護者等との連携）	・校外における児童の安全行動把握、情報交換	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検	・地域パトロール意見交換会	・登下校時、秋の交通安全運動期間の街頭指導地域パトロール（保護者等との連携）	
研修		・通学路の状況と安全上の課題 ・防犯に関する研修（緊急時の校内連絡体制マニュアルの点検）	・熱中症予防と発生時の対応 ・安全教育に係るカリキュラム・マネジメントの考え方	・応急手当（止血等、心肺蘇生とAEDを含む）研修（PTAと連携）	・遊具等の安全点検方法等	・防災に関する研修（訓練時）	

10	11	12	1	2	3
乗り物の乗り降りに 気を付けよう	けがをしないように 運動しよう	安全な冬の生活をし よう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができる ようにしよう
思いやり・親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心
・竹ひご、つまよう じ、きりの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステーブラ の使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行 い方	・移植ごての使い方
			・自然災害からの復 旧・復興（6）		
・薬品の正しい使用・ 管理・廃棄	・流れる水の働き ・河川の働きと水害 ・ポリ袋、ゴム風船の 使い方	・土地のつくりと変化 ・（地震・津波・火山 活動と災害） ・鏡、凸レンズ、ガラ ス器具の使い方	・夜間観察の安全	・試験管、ピーカー、 フラスコ、ガラス管 の使い方	
接着剤・ニス等の造形活動で使用する材料や用具等の安全な使い方					
・熱湯の安全な取扱い 方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
・用具操作の安全	・けがの防止（保健）	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
「安全マップづくり」（5年）「社会の一員として活動しよう」（6年）					
◎乗り物の安全な乗り 降りの仕方 ・廊下の安全な歩行の 仕方	◎誘拐防止教室 ・安全な登下校	安全な服装 ◎冬休みの安全な過ご し方	・「おはしも」の約束 ◎安全な身仕度	◎身近な道路標識 ・暖房器具の安全な使 用	・1年間の反省 ◎けがをしないために
◎車内での安全な過ご し方 ・校庭・遊具の安全な 遊び方	◎校庭や屋上の使い方 のきまり ・安全な登下校	◎冬休みの安全な過ご し方 ・凍結路の安全な歩き 方	・「おはしも」の約束 ◎安全な身仕度	◎自転車に関係のある 道路標識 ・暖房器具の安全な使 用	・1年間の反省 ◎けがをしやすい時間 と場所
◎乗車時の事故とけが ・校庭・遊具の安全な 遊び方	◎校庭や屋上で起こる 事故の防止策 ・安全な登下校	◎冬休み中の事故やけ が ・凍結路の安全な歩き 方	◎災害時の携行品 ・安全な身仕度、衣服 の調節	◎交通ルール ・暖房器具の安全な使 用	・1年間の反省 ◎けがの種類と応急処 置
		・児童集会			
・修学旅行	・収穫祭、音楽発表会	・避難訓練（火災）	・学習発表会	・ありがとう集会 ・（地域の見守り隊等） ・避難訓練（地震）	・卒業式
・校外学習時の道路の 歩き方 ・電車・バスの安全な 待ち方及び乗降の仕 方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き 方	・災害時の身の安全の 守り方	・道路標識の種類と意 味	・1年間の評価と反省
・駅・バス停周辺の安全 確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検・整 備	・学区内の安全施設の 確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反 省
・学校安全委員会 （学校保健委員会）	・地域教育会議	・年末年始の交通安全 運動の啓発	・地域パトロール意見 交換会	・学校安全委員会 （学校保健委員会）	
・校内事故等発生状況 と安全措置に関する 研修	・学校安全における先 進的な実践校の視察	・防災に関する研修 （訓練時）	・各種訓練結果の検証 と各マニュアルの見 直し	・災害共済給付、交通 事故の事例等から指 導のポイント分析	・安全教育の指導計画 作成に向けた考え方

### (3) 中学校

※学級活動の欄 「◎」・・・1単位時間程度の指導 「・」・・・短い時間の指導

		4	5	6	7・8	9	
月の重点		安全な登下校ができるようになるよう	けがのない体育祭にしよう	梅雨期を安全に過ごそう	熱中症に気を付けよう	過去の災害を知り、災害に備えた生活をしよう	
道徳		生命の尊さ	よりよい学校生活、集団生活の充実	自主・自立、自由と責任	遵法精神、公德心	郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度	
安全 全 教 育	社会	日本の様々な地域（地域調査） ・防災を視点とした地域調査					
	理科	・理科室における一般的注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備	・薬品の保管・廃棄等	・薬品検査 ・野外調査・天体観察の留意点	・自主研究の実験場の注意 ・電気について知識	
	美術	・美術室の美品と安全な行動	・備品の点検整備	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品検査	・版画用プレス機の使い方	
	体育分野	・集団行動様式の徹底 ・施錠や用具の使い方	・自己の体力を知る（体力テストの実施）	・水泳の安全な行い方と事故防止		・陸上運動の適切な場所の使い方と安全な行い方	
	保健分野		・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因	・熱中症予防			
	技術・家庭	・施設・設備の使用上の注意 ・作業場所の確保	・安全、適切な制作 ・金属材料の性質と切断	・工作加工機械や工具の安全や点検	・切断切削加工時の安全 ・備品の点検整備	・工作機械の安全な利用	
		・実習室の使用上の注意	・ガスコンロの使い方 ・換気、ゴム管の点検	・調理実習における注意	・備品の点検整備	・電気機器の安全な利用 ・食生活と健康	
	実験、実習を伴う教科		・実験に使用する加熱器具やガラス器具等の安全な使い方、薬品の安全な取扱いと適正な保管・廃棄 ・造形活動や加工、調理等の各種作業で使用する機械や工具、電気、ガス製品の安全な利用と整備点検				
	総合的な学習の時間		〈活動例〉「わが町の交通安全対策調べ」「学区安全マップづくり」「災害とまちづくり・くにつくり」など				
	学 級 活 動	第1学年	・通学路の確認 ・部活動での安全 ・自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	・体育祭の取組と安全 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ・清掃方法を確認しよう	・雨天時の校舎内での過ごし方 ・校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	・落雷の危険や風水害 ・自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全（防犯） ・プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険 ・市総合体育大会と安全
第2学年		・通学路の確認 ・自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	・体育祭の取組と安全 ◎交通事故防止を考えよう	・雨天時の校舎内での過ごし方 ◎水泳、水の事故と安全	・自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全（防犯） ・プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険と避難 ・市総合体育大会と安全	
第3学年		◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ・登下校の安全 ・自分でできる安全点検	・体育祭準備 ◎心の安定と事故	◎水泳、水の事故と安全 ◎修学旅行と安全	・自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全（防犯） ◎プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険と避難 ・市総合体育大会と安全	
生徒会活動		・部活動紹介	・体育祭 ・校内安全点検活動	・生徒会総会 ・中体連壮行会	・球技大会		
主な学校行事等		・学校説明会 ・交通安全運動 ・避難訓練（地震）	・新体力テスト ・体育祭	・修学旅行 ・避難訓練（不審者） ・心肺蘇生法講習会	・夏の交通安全運動	・避難訓練（地震→引渡し） ・秋の交通安全運動	
部活動		・活動ガイドダンス ・練習の進め方	・部活動保護者会	・熱中症予防指導			
安 全 管 理		対人管理	・通学方法の決定 ・安全のきまりの設定（校則の確認、周知）	・身体の安全について及びけがの予防	・校舎内の安全な過ごし方 ・プールにおける安全な活動	・自己点検のポイント ・救急体制の見直し ・夏季休業中の部活動での安全と対応	・身体の安全について及びけがの予防
	対物管理	・通学路の確認	・運動場など校舎外の整備 ・安全点検年間計画、点検方法の確認	・学校環境の安全点検及び整備（階段・廊下・プール）	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・諸設備の点検及び整備	
学校安全に関する組織活動（研修を含む）		・春の交通安全運動期間の啓発活動、街頭指導 ・学区危険箇所点検 ・危機管理体制にかんする研修	・校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・学校安全に関する協議会 ・心肺蘇生法(AED)研修・防犯に関する研修（マニュアルの確認）	・地域パトロール ・学校が避難所になった場合の市職員や自主防災組織との話し合い等	・防災の日 ・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・防災に関する研修（避難訓練）	

10	11	12	1	2	3
交通法規を理解し守れるようになろう	危険を予測し、安全な生活ができるようになろう	安全な地域づくりに貢献できるようになろう	厳冬期を安全に過ごそう	事故や災害を乗り越えた人の生き方について学ぼう	新生活に向けて安全な生活ができるようになろう
我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度	国際理解、国際貢献	社会参画、公共の精神	家族愛、家庭生活の充実	感動、畏敬の念	よりよく生きる喜び
日本の地域的特色と地域区分 ・地形や気候の特色、国土の特色 ・自然災害と防災への取組			現代日本の特色（情報化） ・災害時における防災情報の発信・活用		
・電気器具の使い方	大地の成り立ちと変化 ・火山活動と火成岩 ・火山災害	・地震の伝わり方と地球内部の働き（地震・津波発生のメカニズム等）	・自然の恵みと火山災害、地震災害	天気とその変化 ・気象観測 ・天気の変化 ・日本の天気と気象災害への備え	・自然の恵みと気象災害 ・地域の自然災害
・小型ナイフの使い方	・打ち出し用具の使い方	・塗装の際の一般的注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管や管理の指導	・教室での一般的署注意 ・器具、用具の点検
・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ（禁じ技など）	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方（ゴールの運搬や固定の仕方等）	・バスケットボールにおける適切なルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・器具、用具の点検 ・備品整理
	・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因	・交通事故などによる傷害の防止	・自然災害による傷害の防止	・応急手当	
・塗装時の換気や火気	・暖房と換気について ・床に落ちているものの危険性	・屋内配線と家庭電気の安全な利用	・電子機器の利用と安全（はんだ付けによる火傷の注意）	・加熱と漏電 ・電気製品製作上の安全配慮	・器具点検整備
・自然災害に備えた住空間の整え方	・幼児や高齢者等との交流についての注意	・衣服製作についての一般的注意 ・裁縫用具の適切な管理	・アイロン、ミシンの適切な使い方	・備品の点検整備	・備品検査
※定期的な備品検査（台帳管理）					
・文化祭の準備と安全 ◎交通法規の意義と安全	・自分の健康チェック（持久走大会と安全）	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	自転車の安全で正しい利用 ◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	・施設の安全な利用 ◎降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全
◎部活動の安全とリーダーの役割 ・文化祭の準備と安全	・自分の健康チェック（持久走大会と安全）	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全
・◎交通事故の原因と事故の特性	・自分の健康チェック（持久走大会と安全）	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全 学校、教室環境の瑛日修繕（奉仕活動）
・文化祭 ・市総体壮行会 ・文化祭	・市駅伝大会壮行会 ・持久走大会		・ボランティア活動などの社会参加 ・防災訓練と防災学習	・生徒会総会 ・自然学習	・球技大会 ・3年生を送る会
		・冬季に多い傷害予防			
・文化祭の準備と安全	・携帯電話・パソコンの安全な使い方	・避難時の約束について	・自転車の正しい利用と危険防止	・施設・設備等の安全な使い方について	・1年間の人的管理の評価と反省
・学校環境の安全点検及び整備（体育館）	・避難経路の確認 ・防火設備、用具の点検整備	・避難所として開放する場所の点検	・学校環境の安全点検及び整備（通学路）	・学校環境の安全点検及び整備（備品）	・1年間の学校環境安全点検の評価と反省
・学校安全委員会 ・校内点検	・津波防災の日に係る啓発活動 ・自転車の安全な利用に関する研修（指導方法）	・地域防災訓練の啓発 ・通学路の点検	・阪神・淡路大震災（17日）の想起と防災の啓発活動 ・応急手当と緊急時校内連絡体制	・学校評価委員会（学校安全の取組に関する評価） ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修	・地域交通安全パトロール ・東日本大震災の想起と防災の啓発活動

(4) 高等学校

※学級活動の欄 「◎」・・・1 単位時間程度の指導 「・」・・・短い時間の指導

月の重点		4	5	6	7・8	9
月の重点		安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全	学校行事での安全
地理歴史・公民			・(地)世界の地形・気候と自然災害	・(地)地域の自然環境の特色と自然災害		・(地)ハザードマップと自然災害への備え
理科		・実験器具等の安全な扱い方 ・施設・設備・薬品管理等の点検	・(科)自然景観と自然災害 ・(地)自然の恩恵と自然災害	・(地)火山活動と地震		・(地)日本に見られる気象現象の特徴、災害の予測と防災
保健体育		・体育施設・用具の安全点検	・(保)安全な交通行動と事故防止	・水泳の安全 ・熱中症の予防 ・(保)応急手当		・(保)犯罪被害の防止
家庭						
実験・実習を伴う科目		・施設器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備熱源・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備、				
総合的な探究の時間		〈学習活動例〉テーマ「地域の安全と防災」 防災ホームページの閲覧、災害の種類と対応(防災壁新聞・ポスター・パンフレット作成)、東日本大震災について、総合探究のまとめ				
安全 教育	1年 ホームルーム活動	◎高校に入学して ・通学時の安全 ・防災体制の確立 ・犯罪被害の防止	◎交通安全への参加 部活動や休憩時の安全 ・自転車の構造と点検整備	◎通学路に潜む危険 ◎地震と安全 ・雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全 (防犯を含む) ・野外活動の危険 ・落雷の危険	◎地震災害対策 ・避難訓練の課題と改善 ◎歩行者の安全と交通環境 ・通学路の安全
	2年 ホームルーム活動	◎2年生になって ・通学時の安全 ・防災体制の確立 ・犯罪被害の防止	◎高校生の心理や行動と事故の特徴 ・部活動と健康管理 ・自転車の安全な利用	◎地震と安全 ・雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全 (防犯を含む) ・野外活動の危険 ・落雷の危険	◎地震災害対策 ・避難訓練の課題と改善 ◎交差点に潜む危険 ・通学路の安全
	3年 ホームルーム活動	◎3年生になって ・通学時の安全 ・防災体制の確立 ・犯罪被害の防止	◎幼児・高齢者・障害のある人の心理と行動 ・安全意識と行動 ・自転車の安全な利用	◎運転者の心理と行動特性 ◎地震と安全 ・雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全 (防犯を含む) ・野外活動の危険 ・落雷の危険	◎地震災害対策 ・避難訓練の課題と改善 ◎交通事故の対応と応急手当 ・通学路の安全
	主な学校行事	・交通安全運動への参加 ・定期健康診断 ・1年生オリエンテーション	・学校保健安全委員会 ・遠足 ・救急法講習会 ・交通安全教室 ・3年生生徒指導集会	・避難訓練(火災) ・高校総体 ・保健委員会 ・2年生生徒指導集会	・終業式 ・避難訓練(防犯) (防犯教室も実施) ・夏休みの諸注意	・始業式 ・避難訓練(地震) ・文化祭 ・文化祭実行委員会
	個別指導	・自転車、バイク通学許可 ・校門立番指導	・自転車、バイクの点検	・健康診断結果の指導 ・生徒指導全体集会	・校外指導 ・自転車、バイクの実技指導 ・免許取得指導	・自転車、バイクの点検 ・新規免許取得者指導
	部活動	・新入部員オリエンテーション	・用具の点検・整備	・部活動部長会	・救急法実技講習会 ・合宿・遠征の安全	・用具の点検・整備
	生徒会活動	・新入生オリエンテーション	・壮行会	・保健委員会 (交通安全アンケート)	・球技大会	・文化祭への準備 (交通安全実態調査)
	安全管理	対人管理 学校生活の安全管理	・通学状況調査と登下校指導 ・救急体制の確立 ・下宿、アルバイト調査	・授業時の安全確認(体育実技、農業実習、理科実験、家庭科実習) ・車に係る規則の徹底 ・事故調査と防止対策	・生徒引率の安全確認 ・防災避難訓練の徹底	・長期休業前生活指導 ・大掃除の安全確認
安全管理	対物管理 学校環境の安全管理	・安全点検整備(施設設備、通学路) ・自転車置場施設 ・防災設備の点検整備 ・自家用電気工作物保守点検	・安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・環境整備美化作業 ・独舞劇物の適正な管理等について	・安全点検整備(プール、体育館、格技場、部室、運動器具) ・消火器、消火栓、火災報知器の点検	・安全点検整備(校庭、学校全般)	・安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・通学路安全点検 ・防災施設・設備の点検整備
学校安全に関する組織活動(研修を含む)		・春の交通安全運動 ・交通街頭指導 ・中高連絡会 ・職員研修(危機管理体制、心肺蘇生とAED)	・PTA総会(危機管理マニュアルの周知) ・保護者会 ・学校安全委員会(安全に関する連携会議)	・保護者面談 ・PTA委員会 ・教職員研修(熱中症の予防)	・生徒指導協議会(学校警察連絡協議会) ・校外指導、危険箇所巡視 ・教職員研修(SNS、犯罪被害)	・国民防災の日の啓発活動への参加(総合防災訓練等) ・秋の交通安全運動 ・教職員研修(自然災害と避難所協力)

10	11	12	1	2	3
交通徳の理解	安全な行動	事故災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活
	・（公）防災情報の理解と活用	・（地）地球の内部・大気・海洋に関する理解	・（地）持続可能な地球づくり		
	・（物）電気器具の取扱い上の注意	・（物）放射線に関する知識・理解		・（地）身近な自然環境と自然災害	
・（保）健康と運動 ・体育大会の事故防止	・体力について	・冬季スポーツの意義 ・校内マラソン大会の安全		・（保）交通事故の補償と責任	・体育施設・用具の安全点検
	・安全に配慮した衣生活（被服の管理、目的に応じた着装）		・防災などの安全に配慮した住居の機能、住生活や住環境の工夫		
化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備					
ボランティア活動体験、地域ハザードマップについて、災害時における応急救護実習、非常食の作り方実習、防災関連施設の見学、今年度					
◎事故災害時の応急手当 ・体育大会の安全	◎自転車加害事故の責任 ・火災の予防とストープの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ・校内マラソン大会の安全 ・冬休みの生活と安全	◎交通事故の対応と応急手当	◎幼児と老人の心理と行動 ・危険の予測 ・地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ・今年度活動の評価とまとめ
◎修学旅行の安全 ・体育大会の安全	◎危険予測訓練 ・火災の予防とストープの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ・校内マラソン大会の安全 ・冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎休業日の交通事故防止 ・規律正しい生活 ・地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ・今年度活動の評価とまとめ
◎事故災害時の応急手当 ・体育大会の安全 ・地域の安全活動	◎運転免許の仕組みと運転者の義務・責任 ・火災の予防とストープの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ・校内マラソン大会の安全 ・冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎家庭学習について ・規律正しい生活	◎卒業に当たって ・今年度活動の評価とまとめ
・修学旅行 ・体育大会	・交通安全教室 ・避難訓練（生徒の企画）	・校内マラソン大会 ・避難訓練（火災） ・冬休みの諸注意 ・終業式	・始業式	・学校保健委員会 ・1、2年生（生徒指導集会） ・校内意見発表会	・卒業式 ・終業式 ・春休みの諸注意
・校外巡視	・第2回バイク通学許可 ・校外巡視	・バイク、自動車免許取得の手続 ・校外巡視	・免許取得の指導 ・校外巡視	・校外巡視 ・入社前指導	・校外巡視 ・バイク免許取得の手続
・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備	・部室の安全点検	・活動場所の安全点検	・応急手当実技講習	
・体育大会 ・保健委員会（避難訓練の企画）	・保健委員会	・球技大会	・保健委員会	・3年生を送る会	
・修学旅行の安全対策 ・体育大会の安全対策 ・事故災害時の応急手当の徹底	・文化祭の安全対策 ・避難訓練の徹底	・校内マラソン大会の安全対策 ・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内球技大会の安全対策	・暖房の取扱い	・交通規則の徹底	・今年度活動の反省と次年度の計画立案 ・長期休業前生活指導 ・本年度の事故発生のまとめ
・安全点検整備（体育館、部室、運動器具）	・安全点検整備（家庭） ・ストープの取扱い ・毒物劇物危害防止対策総点検	・安全点検整備（普通・特別教室、実習実験器具） ・防災施設・設備の点検整備	・安全点検整備（体育館、部室、運動器具） ・火気器具の安全点検	・安全点検整備（施設、設備） ・火気器具の安全点検	・安全点検活動の評価 ・次年度の計画立案 ・生徒用机・いすの点検整備 ・防災施設・設備の点検整備
・中高連絡会 ・学校安全委員会 ・計画訪問による理科薬品等の適正な管理点検	・保護者面談週間 ・安全に関する広報活動 ・交通安全に関する研修（法令等改正、自転車等安全利用に関する指導方法等）	・交通街頭指導 ・生徒指導協議会（学校警察連絡協議会） ・年末の交通安全運動	・交通街頭指導 ・PTA委員会 ・学校安全委員会 ・教職員研修（防災）	・学校評価委員会（学校安全の取組に関する評価） ・校内、交通事故等発生状況の分析と対策の検討	・今年度活動の評価と次年度の計画立案

(5) 特別支援学校（視覚障害）

		4	5	6	7・8	9	
月の重点		安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全	学校行事での安全	
安全 学 習	教 科	臨床実習：あんま、針、灸の実習時における安全 →					
		保健体育	体育施設、用具・遊具等の点検と適切な使い方	運動会、スポーツテストにおける安全	水泳時における安全 水難事故における救急法 心肺蘇生	兼行管理と運動の関係	
		理科	実験器具の点検、薬品の調査点検（使用時常時点検）				
		技術・家庭 図工・美術	電気工具や器具・調理器具の安全点検 はさみ、カッターナイフ、のこぎり、金づち、くぎ、接着剤等の使用				
		自立活動	健康の保持・心理的な安定・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション				
	総合的な活動	自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、ものづくりや生産活動など					
	教 育 指 導	交通安全	毎学期初期に歩行訓練 交通安全指導 →				
		学級活動	安全な通学の仕方 誘拐などの犯罪被害の防止	安全な学校生活の仕方	水難事故防止の心得 避難経路の確認	清掃時の安全 夏休みの安全 (含防犯)	運動時の安全
		課外活動 (部活動)		盲学校バレーボール大会	盲学校文化体育大会		全国盲学校野球大会
		学校行事等	入学式 新入生歓迎会	健康診断 交通安全教室 修学旅行（高）	避難（防災）訓練 運動会 自然体験活動	水泳教室	校外清掃 宿泊生活学習 社会見学
安全 管理	対人管理	通学路の交通安全の確認	緊急連絡網の確認 運動会練習の安全	地震避難訓練の確認	夏休み中の安全	校外学習における安全	
		通学路の安全確認 →					
	対物管理	通学路の設定と施設・ 設備の安全点検	飲料水検査 室内環境点検	施設・設備の点検 水質検査 →	施設・設備の点検		
校内の安全点検（通年）							
学校安全に関する 組織活動 (研修を含む)		食堂清掃・点検（奇数月に保健部・生徒保健委員で実施）					
		保健部会（毎月定例） 生徒生活委員会（毎月定例）					
		学校安全（保健）委員会					
		P T Aによる環境整備（学期ごとに実施）					
		熱中症予防に関する研修、心肺蘇生法（AED）研修					

10	11	12	1	2	3
学校祭を安全に行おう	学校生活での安全に気を付けよう	火災事故を防止しよう	安全な教室環境をつくろう	健康と安全に気を付けよう	春休みを安全に過ごそう
けが等の予防、応急処置の仕方	球技・器械運動における安全	スケート練習時における安全	スキー練習時における安全	スキー教室・球技運動における安全	種目によって異なる準備・整理体操の違い
保有する感覚の活用（視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用） （白杖歩行、手引歩行、音源歩行の習得及び点字ブロック等の利用）					
体験的な学習、問題解決的な学習時の安全（調べ活動、学習における人との接し方、未体験の施設・設備、乗り物等）					
修学旅行・遠足・社会見学における安全	火災事故の対処の仕方 避難経路の確認	暖房器具の適切な使用の仕方	室温管理の仕方 地域の安全と防犯		春休みの安全な生活
		暖房と換気・衣服の調整			
修学旅行（小・中） 学校祭 校外学習	避難（防災）訓練	もちつき スケート教室	防災の日	スキー教室 避難訓練	卒業式
防災設備の確認	避難訓練の確認	暖房器具の取扱い確認	教室の整理確認 教室の自然換気	室内の環境調整	春休み中の安全
		降雪時における登下校の安全確認			
防災設備の点検 照度検査	暖房器具の安全点検	校内施設・設備の安全点検	室内環境の点検	校舎内外の安全点検	
学校保健（安全）委員会					

(6) 特別支援学校（聴覚障害）

		4	5	6	7・8	9	
月の重点		通学路の安全を確認しよう	交通安全に気をつけて通学しよう	運動会を安全に成功させよう	夏休みを安全に過ごそう	交通安全について確認しよう	
安全 教育 指導	安全 学 習	保健体育	体育施設・設備の使用	心肺蘇生法	プールにおける安全	人体のつくりと動き	救急法について
			理科	実験器具・試薬の使い方（実験の際、プリントによって安全指導の徹底を図る）			
		技術・家庭	はさみ、カッターナイフ、のこぎり、金づち、くぎ、接着剤等の使用+AB8:AT8				
			電気工具や器具、調理機器の使用及び安全点検				
	自立活動	健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション 保有する感覚の活用（嗅覚、視覚、触覚などの感覚を十分に活用） 感覚の補助手段（補聴器の有効な活用）					
	総合的な活動	地域交流や地域における調べ学習（内容、時間は実情に合わせて計画）					
	安全 指 導	交通安全	交通安全指導 通学指導 →				
		幼稚部	情緒の安定 日常生活における安全 子ども110番の家	生活リズムの安定 遠足における安全 家に帰ってからの安全	運動会への参加 校外学習における安全	遊びにおける安全 遊具・玩具の後片付け 誘拐されないために	健康な生活と安全 校外学習における安全
		小学部	環境の把握 登下校時の安全 子ども110番の家	場所や場面に適応した 行動 遊びや行き帰りの安全	運動会における安全	夏休みの安全な過ごし方（含防犯）	体育大会の練習時における安全
		中学部	交通安全と事故の予防 誘拐などの犯罪被害の防止	遠足における安全 自然体験活動における安全	運動会における安全	夏休みの生活心得（含防犯）	体育大会の練習時における安全
高等部		通学方法と安全 集団行動と安全 身の回りの犯罪被害の現状	遠足における安全 修学旅行における安全	運動会における安全	夏休みの生活（含防犯）	体育大会の練習時における集団行動と安全	
学校行事等	入学式 新入生歓迎会 オリエンテーション	遠足（保幼） 遠足（中高） 修学旅行（高） 自然体験活動 生活宿泊訓練	校外学習（保幼） 体育大会	産業現場における実習（高）	校外学習（保幼）		
	運動部（野球部、女子バレーボール部、陸上競技部、卓球部）・文化部（美術工芸部）各部ごとに、部活動前に安全指導の徹底						
対物 管理	対人管理	避難経路の確認 通学路の安全確認	避難訓練の確認	心肺蘇生法の確認	救急法の確認		
		校内巡回指導 →					
対物 管理	対物管理	学校施設・設備・遊具の点検	防災設備の点検 校内安全点検（毎月）	プールの管理			
		校内巡回指導 →					
学校安全に関する組織活動（研修を含む）		・学校安全（保健）委員会		・給食委員会	・学校安全（保健）委員会		
		熱中症予防に関する研修、心肺蘇生法（AED）研修					

10	11	12	1	2	3
文化祭を安全に成功させよう	火災を予防し安全に過ごそう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	事故の防止について確認しよう	春休みを安全に過ごそう
救急法（消毒と止血）	救急法（包帯）	健康な身体 エイズとその予防	健康と安全		
代行手段（視覚的に読み取る手段としての指文字や手話） 機器の活用（緊急の情報を光に変え、それを見ることによって理解する。）					
交通安全指導					
➔					
コミュニケーションの確立 校外学習における安全	避難訓練時の安全 遠足における安全	室内での遊びの安全 一人で遊ばない	暖房器具付近における 安全な過ごし方	友達との接し方	修了式 春休みの安全な過ごし方
遠足における安全	火災時の避難の仕方	冬休みの安全な過ごし方 （含防犯）	スキー時における安全	スキー教室における安全な行動	卒業式 春休みの安全な過ごし方
修学旅行における安全	避難訓練の知識 遠足における安全な行動	冬休みの生活心得 （含防犯）	スキー時の安全	施設の安全な利用の仕方	卒業式 春休みの生活心得
産業現場等における実習時の安全	火災時の初期消火の仕方 遠足における安全	冬休みの生活 （含防犯）		卒業式	春休みの生活
地震避難（防災）訓練 校外学習（保幼） 修学旅行（中） 遠足（小）	火災避難（防災）訓練		スキー教室	スキー教室（小）	修了式（保幼） 卒業式（小中）
		避難訓練の確認	教室換気の確認		
		降雪時における登下校の安全確認			
学校施設・設備の点検	避難訓練の確認	暖房器具の点検・室内環境の点検			学校施設・設備の点検
・学校安全（保健）委員会					

(7) 特別支援学校 (知的障害)

		4	5	6	7・8	9	
月の重点		安全な行動を身に付けよう	学校生活での安全に気をつけよう	学校生活での安全に気をつけよう	夏休みを安全に過ごそう	安全な環境づくりをしよう	
安全 全 教 育	教科	保健体育	・ 体育施設・用具の安全な使用	・ 体力テスト用具の点検	・ プールにおける安全、 ・ 救急法講習、心肺蘇生法 ・ 危険な動物・植物に近づかない	・ ソフトボール、キックベースボール等の球技指導における安全	
		理科	・ ガラス製の実験器具、火気利用時、薬品等の注意 例) フラスコ、ピーカー、バーナー、凸レンズ、針金等の実験器具等の安全な使い方				
		美術	・ 美術で使用するはさみやカッターナイフ、彫刻刀、木槌、土練器などの道具の安全な使い方				
		家庭	・ 調理で使用するガスコンロなどの安全使い方 ・ ミキサー、電子レンジ、ホットプレートなどの ・ 包丁、ピラー、調理ばさみなどの調理器具の安全な使い方や安全な調理方法を知る ・ 針やはさみなどの道具の安全な使い方				
	職業	木工班・・・ドリルやベルトグラインダーなどの電動工具の安全な使い方 ・ のこぎりなどの工具の使用 園芸班・・・鍬や移植鍬、鎌などの道具の安全な使い方 ・ 土篩を使った安全な土のふるい方 ・ 野 接客班・・・実際の接客に必要なコミュニケーション能力の育成 ・ トレイの持ち方、グラスの運び方 事務班・・・印刷機、シュレッダーなどの事務用機器の安全な使い方 ・ はさみやカッターなどの道具					
	自立活動	・ 健康の保持 (アレルギー対応、緊急薬の保管、再調理の道具等の管理面の充実及び、変化への対応力の境の把握、身体の動き (車椅子ごと運べない場合、避難時に抱えられる、背負われる姿勢や過敏の解消					
	総合的な学習の時間	・ 学校における全教育活動との関連を基に計画し、自然体験や活動を促す中で、生徒の自発的な計画に基					
	学 級 活 動	幼稚部	・ 情緒の安定 ・ 日常生活における安全 ・ 子ども110番の家	・ 生活リズムの安定 ・ 遠足における安全 ・ 家に帰ってからの安全	・ コミュニケーションの確立 ・ 校外学習における安全	・ 遊びにおける安全 ・ 遊具・玩具の後片付け ・ 誘拐されないために	・ 健康な生活と安全 ・ 郊外生活における安全
		小学部	・ 環境の把握 ・ 登下校時の安全 ・ 子ども110番の家	・ 場所や場面に適応した行動 ・ 遊びや行き帰りの安全	・ 遠足における安全	・ 夏休みの安全な過ごし方 (防犯を含む)	・ 運動会の練習時における安全
		中学部	・ 交通安全と事故の予防 ・ 誘拐などの犯罪費が防止	・ 遠足における安全 ・ 自然体験活動における安全	・ 修学旅行における安全	・ 夏休みの生活心得 (防犯を含む)	・ 運動会の練習時における安全
高等部		・ 通学方法と安全 ・ 集団行動と安全 ・ 身の回りの犯罪被害の現状	・ 遠足における安全 ・ 修学旅行における安全	・ 産業現場等における実習時の安全	・ 夏休みの生活 (防犯を含む)	・ 運動会の練習時における集団行動と安全	
学校行事等		・ 入学式 ・ 新入生歓迎会 ・ オリエンテーション	・ 春の遠足 (幼) ・ 春の遠足 (中高) ・ 修学旅行 (高) ・ 生活宿泊訓練	・ 地震避難 (防災) 訓練 ・ 校外学習 (幼) ・ 修学旅行 (中) ・ 春の遠足 (小)	・ 産業現場における実習 (高)	・ 火災 (防災) 避難訓練 ・ 交通安全教室	
		・ 部活動による安全指導の徹底 (健康観察、準備運動・整理運動、運動負荷)					
安全 管 理	対人管理	・ 避難経路の確認 ・ 通学路の安全確認 ・ 校内外巡回指導	・ 避難訓練の確認	・ 心肺蘇生の確認 ・ 救急法の確認	・ 熱中症予防の確認		
	対物管理	・ 学校施設・設備・遊具の安全点検 (○日)	・ 学校施設・設備・遊具の安全点検 (○日)	・ プールの管理 →	・ 学校施設・設備・遊具の安全点検 (○日)	・ 学校施設・設備・遊具の安全点検 (○日)	
学校安全に関する組織活動 (研修を含む)		学校安全衛生委員会 (年3回)、PTA・地域との連携、登下校時刻の通学路交通規制					
		・ 春の交通安全運動 ・ 教職員、保護者の街頭指導・地域の危険箇所点検 ・ 教職員アレルギー・エビベン研修	・ 開かれた学校づくり委員会 ・ 地域生活指導情報交換会	・ 救急救命法 (AED含む) 講習会	・ 防犯研修会	・ 秋の交通安全運動 ・ 通学路点検	

10	11	12	1	2	3
運動会を安全に成功させよう	学校行事を安全に成功させよう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	健康で安全な学校生活をおくろう	春休みを安全に過ごそう
・陸上大会の安全 ・運動会練習や当日の安全	・サッカー等の球技指導における安全	・柔道等の武道における安全	・バスケット等の球技指導における安全	・マラソン大会	・マット、跳び箱運動等の安全
・水酸化ナトリウム、塩化ナトリウム等の実験で使用する薬品等の安全な使い方と点検・保管・廃棄					
・野外観察や野外での注意					
・竹ひご、銅板、などの材料の安全な使い方・写生や共同作品作成時の安全な設定					
電気製品の安全な使い方 ・ミシン、アイロンなどの電気製品の安全な使い方					
い方 ・塗料の使い方と換気 ・材料の安全な取扱い 菜や花など育てる上での安全な作業 、テーブルへの置き方など安全な接客 の安全な使い方					
育成)、心理的な安定(安心グッズの備えや落ち着ける場所の確保や把握)、人間関係の形成(集団生活におけるルール)、環 )、コミュニケーション(助けてといえる受援力)の育成					
づき安全に対する意識を高める					
・運動会への参加 ・校外学習における安全	・避難訓練時の安全 ・遠足における安全	・室内での遊びの安全 ・一人で遊ばない	・暖房器具付近の安全な過ごし方	・友達との接し方	・修了式 ・春休みの安全な過ごし方
・運動会における安全	・災害時の安全な避難	・冬休みの安全な過ごし方(防犯を含む)	・室内における過ごし方	・マラソン時の安全と健康管理	・卒業式 ・春休みの安全な過ごし方
・運動会における安全 ・遠足における安全	・災害時の安全な避難 ・遠足における安全な行動	・冬休みの生活心得(防犯を含む)	・室内における過ごし方	・マラソン時の安全と健康管理	・卒業式 ・春休みの生活心得
・運動会における安全	・災害時の初期対応、 自助・共助について ・遠足における安全	・冬休みの生活(防犯を含む)	・マラソンに向けて	・マラソン時の安全と健康管理	・卒業式 ・春休みの安全
・校外学習(幼) ・運動会 ・秋の遠足(幼小) ・秋の遠足(中)	・地域合同防災訓練 ・秋の遠足(中高)			・マラソン(小中高)	・修了式 ・卒業式(小中高)
・運動会におけるけが防止の確認					
・教室換気の確認		・避難訓練の確認			
・降雪時における登下校の安全確認					
➔					
・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)					
・暖房器具の点検・室内環境の点検		➔			
・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)	・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)	・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)	・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)	・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)	・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)
・開かれた学校づくり委員会	・地域合同防災訓練	・地域防災訓練の啓発 ・年末年始の交通安全運動の啓発	・通学路点検	・開かれた学校づくり委員会	・地域交通安全パトロール

(8) 特別支援学校（肢体不自由）

		4	5	6	7・8	9	
月の重点		安全な行動を身に付けよう	学校生活での安全に気をつけよう	学校生活での安全に気をつけよう	夏休みを安全に過ごそう	安全な環境づくりをしよう	
安 全 教 育	教科	保健体育	・ 体育施設・用具の安全な使用	・ 体力テスト用具の点検	・ プールにおける安全、 ・ 救急法講習、心肺蘇生法 ・ 危険な動物・植物に近づかない	・ ソフトボール、キックベースボール等の球技指導における安全	
		理科	・ ガラス製の実験器具、火気利用時、薬品等の注意 例) フラスコ、ビーカー、バーナー、凸レンズ、針金等の実験器具等の安全な使い方				
		美術	・ 美術で使用するはさみやカッターナイフ、彫刻刀、木槌、土練器などの道具の安全な使い方				
		家庭	・ 調理で使用するガスコンロなどの安全使い方 ・ ミキサー、電子レンジ、ホットプレートなどの ・ 包丁、ピラー、調理ばさみなどの調理器具の安全な使い方や安全な調理方法を知る ・ 針やはさみなどの道具の安全な使い方				
	職業	木工班・・・ドリルやベルトグラインダーなどの電動工具の安全な使い方 ・ のこぎりなどの工具の使用 園芸班・・・鍬や移植鍬、鎌などの道具の安全な使い方 ・ 土篩を使った安全な土のふるい方 ・ 野 接客班・・・実際の接客に必要なコミュニケーション能力の育成 ・ トレイの持ち方、グラスの運び方 事務班・・・印刷機、シュレッダーなどの事務用機器の安全な使い方 ・ はさみやカッターなどの道具					
	自立活動	・ 健康の保持（アレルギー対応、緊急薬の保管、再調理の道具等の管理面の充実及び、変化への対応力の境の把握、身体の動き（車椅子ごと運べない場合、避難時に抱えられる、背負われる姿勢や過敏の解消					
	総合的な学習の時間	・ 学校における全教育活動との関連を基に計画し、自然体験や活動を促す中で、生徒の自発的な計画に基					
	学 級 活 動	幼稚部	・ 情緒の安定 ・ 日常生活における安全 ・ 子ども110番の家	・ 生活リズムの安定 ・ 遠足における安全 ・ 家に帰ってからの安全	・ コミュニケーションの確立 ・ 校外学習における安全	・ 遊びにおける安全 ・ 遊具・玩具の後片付け ・ 誘拐されないために	・ 健康な生活と安全 ・ 郊外生活における安全
		小学部	・ 環境の把握 ・ 登下校時の安全 ・ 子ども110番の家	・ 場所や場面に適した行動 ・ 遊びや行き帰りの安全	・ 遠足における安全	・ 夏休みの安全な過ごし方（防犯を含む）	・ 運動会の練習時における安全
		中学部	・ 交通安全と事故の予防 ・ 誘拐などの犯罪費が防止	・ 遠足における安全 ・ 自然体験活動における安全	・ 修学旅行における安全	・ 夏休みの生活心得（防犯を含む）	・ 運動会の練習時における安全
高等部		・ 通学方法と安全 ・ 集団行動と安全 ・ 身の回りの犯罪被害の現状	・ 遠足における安全 ・ 修学旅行における安全	・ 産業現場等における実習時の安全	・ 夏休みの生活（防犯を含む）	・ 運動会の練習時における集団行動と安全	
学校行事等	・ 入学式 ・ 新入生歓迎会 ・ オリエンテーション	・ 春の遠足（幼） ・ 春の遠足（中高） ・ 修学旅行（高） ・ 生活宿泊訓練	・ 地震避難（防災）訓練 ・ 校外学習（幼） ・ 修学旅行（中） ・ 春の遠足（小）	・ 産業現場における実習（高）	・ 火災（防災）避難訓練 ・ 交通安全教室		
・ 部活動による安全指導の徹底（健康観察、準備運動・整理運動、運動負荷）							
安全管理	対人管理	・ 避難経路の確認 ・ 通学路の安全確認	・ 避難訓練の確認	・ 心肺蘇生の確認 ・ 救急法の確認	・ 熱中症予防の確認		
	対物管理	・ 学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)	・ 学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)	・ プールの管理 → ・ 学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)	・ 学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)	・ 学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)	
学校安全に関する組織活動（研修を含む）							
学校安全衛生委員会（年3回）、PTA・地域との連携、登下校時刻の通学路交通規制							
		・ 春の交通安全運動 ・ 教職員、保護者の街頭指導・地域の危険箇所点検 ・ 教職員アレルギー・エピペン研修	・ 開かれた学校づくり委員会 ・ 地域生活指導情報交換会	・ 救急救命法（AED含む）講習会	・ 防犯研修会	・ 秋の交通安全運動 ・ 通学路点検	

10	11	12	1	2	3
運動会を安全に成功させよう	学校行事を安全に成功させよう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	健康で安全な学校生活をおくろう	春休みを安全に過ごそう
・陸上大会の安全 ・運動会練習や当日の安全	・サッカー等の球技指導における安全	・柔道等の武道における安全	・バスケット等の球技指導における安全	・マラソン大会	・マット、跳び箱運動等の安全
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水酸化ナトリウム、塩化ナトリウム等の実験で使用する薬品等の安全な使い方と点検・保管・廃棄</li> <li>・野外観察や野外での注意</li> <li>・竹ひご、銅板、などの材料の安全な使い方・写生や共同作品作成時の安全な設定</li> </ul>					
電気製品の安全な使い方 ・ミシン、アイロンなどの電気製品の安全な使い方					
い方 ・塗料の使い方と換気 ・材料の安全な取扱い 菜や花など育てる上での安全な作業 、テーブルへの置き方など安全な接客 の安全な使い方					
育成)、心理的な安定(安心グッズの備えや落ち着ける場所の確保や把握)、人間関係の形成(集団生活におけるルール)、環 境)、コミュニケーション(助けてといえる受援力)の育成 づき安全に対する意識を高める					
・運動会への参加 ・校外学習における安全	・避難訓練時の安全 ・遠足における安全	・室内での遊びの安全 ・一人で遊ばない	・暖房器具付近の安全な過ごし方	・友達との接し方	・修了式 ・春休みの安全な過ごし方
・運動会における安全	・災害時の安全な避難	・冬休みの安全な過ごし方(防犯を含む)	・室内における過ごし方	・マラソン時の安全と健康管理	・卒業式 ・春休みの安全な過ごし方
・運動会における安全 ・遠足における安全	・災害時の安全な避難 ・遠足における安全な行動	・冬休みの生活心得(防犯を含む)	・室内における過ごし方	・マラソン時の安全と健康管理	・卒業式 ・春休みの生活心得
・運動会における安全	・災害時の初期対応、自助・共助について ・遠足における安全	・冬休みの生活(防犯を含む)	・マラソンに向けて	・マラソン時の安全と健康管理	・卒業式 ・春休みの安全
・校外学習(幼) ・運動会 ・秋の遠足(幼小) ・秋の遠足(中)	・地域合同防災訓練 ・秋の遠足(中高)			・マラソン(小中高)	・修了式 ・卒業式(小中高)
・運動会におけるけが防止の確認 ・教室換気の確認 ・避難訓練の確認 ・降雪時における登下校の安全確認					
・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日) ・暖房器具の点検・室内環境の点検 ・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日) ・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日) ・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日) ・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日) ・学校施設・設備・遊具の安全点検(○日)					
・開かれた学校づくり委員会	・地域合同防災訓練	・地域防災訓練の啓発 ・年末年始の交通安全運動の啓発	・通学路点検	・開かれた学校づくり委員会	・地域交通安全パトロール

## 2. 安全点検表の例

### 安全点検表 例 1

		校長	教頭	事務局	担当主任			
安全点検表 ( 年度 )								
点検場所 ( )								
場所	点検項目	点検結果 ○ ×				不良箇所 (程度)	処理 月日	点検 者印
		／	／	／	／			
教室・ 特別 教室・ 準備 室等	1	机・イスは破損していないか						
	2	床は、滑りやすすくないか、破損箇所はないか						
	3	窓や戸の開閉に支障はないか、破損はないか						
	4	電気器具の故障はないか (コンセント等も含む)						
	5	照明器具が破損したり、落下のおそれはないか						
	6	床・壁・柱・戸等に釘・画鋲等が出ていないか						
	7	壁に掛けた物や吊り下げた物が落下する危険性はないか						
	8	掲示物などに危険はないか						
	9	カーテン・レールの破損はないか						
	10	戸棚類の引き戸・引き出しがスムーズに開閉できるか						
	11	棚の上の物は安全に保管されているか						
	12	戸棚類が倒れる危険性はないか						
	13	室内の整理整頓はできているか						
	14	刃物 (はさみ・包丁・針等) は定位置に保管されているか						
	15	必要な箇所の施錠が確実にできるか (出入口及び戸棚類)						
	16	薬品・薬品戸棚の整理・保管はきちんとできているか						
	17	ガス栓・ガスの配管などに故障はないか						
	18	換気装置に異常はないか						
手洗 い場 等	1	器具に破損はないか						
	2	排水溝は詰まっていないか						
	3	流し槽は清潔に保たれているか						
	4	滑りやすい状態ではないか						
廊下 等	1	通行の妨げになるものが放置されていないか						
	2	滑りやすく危険な所はないか						
	3	靴箱が倒れる危険はないか						
	4	非常口は非常の場合すぐ開放できるか						
	5	扉・引き戸はスムーズに開放できるか						
トイレ 等	1	ドア・戸口の鍵は破損していないか						
	2	床・足場は滑りやすくなっていないか						
	3	便器・シャワー等の器具の破損、水漏れ、排水不良はないか						
	4	窓枠・窓ガラスの破損はないか						
	5	洗濯機・乾燥機などの異常・故障はないか						
	6	シャワー・ガス・湯沸器などの異常・故障はないか						
	7	換気装置に異常はないか						
グラ ウン ド等	1	遊具などに危険な箇所はないか (ネジ・手すり破損)						
	2	周囲に危険な物が落ちていないか (ビン・缶の割れ物等)						
	3	自転車置き場がきちんと整頓されているか						

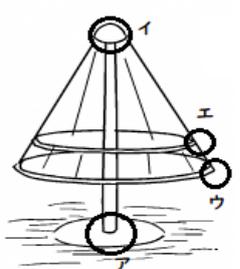
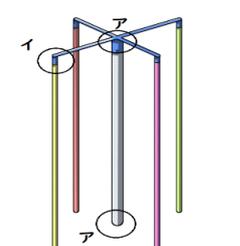
# 安全点検表

安全点検表 例2

				校 長	教 頭	事務局	担当主任		
年月日	年 月 日		点検者	印					
設備・器具名	設置 取得 年月日	メー カー 納入 設置 業者	点 検 事 項	点 検 結 果				処 理 方 法 ・ 修 繕 内 容	備 考
				正 常	調 整	塗 装	撤 去		
床 金 具			1 金具周辺の床の凸凹						
			2 金具の変形						
			3 開閉不良						
			4 固定ビスの突出、脱落						
			5 金具内部ゴミ						
バスケットゴール 吊 上 式			1 はり取付金具のゆるみ斜下						
			2       "       真横						
			3 ブレース（筋違）のゆがみ						
			4 巻金具 滑車						
			5       "       ワイヤー						
			6       "       ウインチ						
			7 接続ボルトのゆるみ						

令和 年度 安全点検カード

校長	教頭	事務局	担当主任
----	----	-----	------

点検項目	方法	点検実施月日								チェックポイント							
		目	打	目	打	目	打	目	打								
遊具名：回 旋 塔																	
ア	支柱にぐらつき、接地部分に損傷・腐食はないか。	目	振								 <p>チェックポイント</p> <table border="1"> <tr> <td>設置年月日</td> <td>設置業者</td> <td>製造業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	設置年月日	設置業者	製造業者			
設置年月日	設置業者	製造業者															
イ	回転部に油汚れや損傷はないか。	目	振														
ウ	フックや鎖に摩耗や損傷はないか。	目	振														
エ	溶接部分に損傷や腐食はないか。	目	振														
オ	ボルト・ナットに緩みや損傷はないか。	目	振														
カ	周辺に危険物はないか。基礎コンクリートが露出していないか。	目	振														
使用（可・不可）																	
のぼり棒																	
ア	支柱にぐらつき、接地部分に損傷、腐食はないか。	目	打								 <p>チェックポイント</p> <table border="1"> <tr> <td>設置年月日</td> <td>設置業者</td> <td>製造業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	設置年月日	設置業者	製造業者			
設置年月日	設置業者	製造業者															
イ	支柱とのぼり棒のつなぎ目に損傷や腐食はないか。	目	打														
ウ	のぼり棒にささくれや割れはないか。	目	振														
エ	のぼり棒が固定されているか。	目	振														
オ	ジョイント金具に損傷はないか。	目	振														
カ	周辺に危険物はないか。基礎コンクリートが露出していないか。	目	振														
使用（可・不可）																	
うんてい																	
ア	支柱にぐらつき、接地部分に損傷、腐食はないか。	目	打														
イ	接合部分に損傷や腐食はないか。	目	打														
ウ	握りバーに損傷はないか。	目	打														
エ	周辺に危険物はないか。基礎コンクリートが露出していないか。	目	振														
使用（可・不可）																	

備考

点検の方法

- 目：「目視」→ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物の有無等についてのあらゆる角度から注視する。
- 打：「打音」→金づち等で叩いて、ぐらつき、損傷、腐食等を見る。  
(腐食の状態を調べるときは、金づちの先のとがった部分で叩いてみる。)
- 振：「振動」→揺り動かすなどして振動を加えてみる。
- 負：「負荷」→ぶら下がる、押す、引く、ねじるなどして負荷を加える。

**安全点検表 例 4**

安全点検集計及び措置一覧表

施設区分							校長	印
点検年月日	設置業者			点検者名				
施設名	設置年月日	取得年月日	設置業者	点検結果	措置の方法	措置年月日	備考	

**安全点検表 例 5**

安全点検集計表

					校長	印
点検年月日			点検集計者			
施設設備	取得設置年月日	設置業者	点検結果	措置を要する内容と対策	事後措置年月日	

**安全点検表 例 6**

学校安全点検措置一覧表

				校長		
種類	定期 ・ 臨時 ・ 日常			措置者名	施設設置 責任者	措置 年月
点検年月日	令和 年 月 日 ( ) 時					
施設・設備名	事後措置状況					

### 3. 児童生徒の引き渡し票（例）

年 組	ふりがな 名 前			性 別	
				血液型	
現住所	〒	自宅電話番号		( )	
		自宅以外連絡先①		名称	
		電話番号		— —	
		自宅以外連絡先②		名称	
		電話番号		— —	
保 護 者		名前			
本校在学生の兄弟等		年 組	名前		
		年 組	名前		
		年 組	名前		
児童生徒の引受人 (児童生徒を迎えに来る人、保護者以外の人も含む)					
	名 前	本人との関係	電話番号	学校までの所要時間	引渡 確認
1					
2					
3					
4					
引き渡し時の記載					
引き渡し日時	月 日 時	引き渡し場所	教室・校庭・体育館・避難芭蕉		
引き渡し者の名前（職員名前）					
引き渡し後の 連絡先	引受人名前		自宅電話	( )	
			携帯電話	— —	

※本票は、非常時持ち出し品の中に常備しておく

#### 4. 各種参考Webページ

##### 学校安全全般に関するホームページ

機 関 名	タイトル・URL	内容等
文部科学省 	文部科学省×学校安全 <a href="https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html">https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html</a>	文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した学校安全に係る資料等が掲載されている。

##### 防災に関するホームページ

機 関 名	タイトル・URL	内容等
気 象 庁 	防災情報 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html">https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html</a>	気象、地震、津波防災情報全般へのリンク。
内 閣 府 	防災情報のページ <a href="http://www.bousai.go.jp/index.html">http://www.bousai.go.jp/index.html</a>	災害情報、防災対策、被災者支援など様々な情報が入手できる。
国土交通省 	防災情報提供センター <a href="https://www.mlit.go.jp/saigai/index.html">https://www.mlit.go.jp/saigai/index.html</a>	災害情報全般が入手できる。様々な関係機関へのリンク。
国土交通省 	防災教育ポータル <a href="https://www.mlit.go.jp/river/buosai/education/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/buosai/education/index.html</a>	防災教育で活用できる事例や教材例が紹介されている。
奈 良 県 	県民情報（防災・危機管理） <a href="http://www.pref.nara.jp/1825.html">http://www.pref.nara.jp/1825.html</a>	県内の防災に関する緊急情報へのリンク。気象・交通・河川・ライフライン等の情報が入手できる。

<p>奈良県</p> 	<p>防災ポータル  <a href="http://www.bosai.pref.nara.jp/pc/topdis-nara.html">http://www.bosai.pref.nara.jp/pc/topdis-nara.html</a></p>	<p>気象警報、土砂災害警戒情報、避難勧告等、県内の災害に関する情報が入手できる。</p>
<p>奈良県</p> 	<p>河川整備課 洪水ハザードマップ  <a href="http://www.pref.nara.jp/52338.html">http://www.pref.nara.jp/52338.html</a></p>	<p>洪水浸水想定区域指定された市町村の防災関連ページへのリンク。</p>
<p>奈良地方気象台</p> 	<p>奈良地方気象台  <a href="https://www.data.jma.go.jp/nara/">https://www.data.jma.go.jp/nara/</a></p>	<p>気象警報等や地震に関する情報を入手できる。また、防災に関する情報も入手できる。</p>
<p>NTT西日本</p> 	<p>災害伝言用ダイヤル  <a href="https://www.ntt-west.co.jp/dengon">https://www.ntt-west.co.jp/dengon</a></p>	<p>災害発生時に開設される「災害用伝言ダイヤル」の利用方法や体験利用などが掲載されている。</p>
<p>NTT西日本</p> 	<p>災害用伝言板  <a href="https://ntt-west.co.jp/saigai/web171/">https://ntt-west.co.jp/saigai/web171/</a></p>	<p>災害用伝言板（Web171）の利用方法や提供条件について掲載されている。</p>

交通安全に関するホームページ

機関名	タイトル・URL	内容等
<p>内閣府</p> 	<p>交通安全教育教材  <a href="https://www8.cao.go.jp/koutu/kyouiku/index.html">https://www8.cao.go.jp/koutu/kyouiku/index.html</a></p>	<p>交通安全啓発動画や様々な年代に向けた教材等が掲載されている。</p>
<p>警察庁</p> 	<p>交通安全のための情報  <a href="https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/koutsuuannzennjyouhou.html">https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/koutsuuannzennjyouhou.html</a></p>	<p>交通安全に関する情報や各種統計結果等が掲載されている。</p>

<p>奈良県警</p> 	<p>奈良県警察公式チャンネル (YouTube)  <a href="https://youtube.com/channel/VCwjArFchs4SLaADDnafkp">https://youtube.com/channel/VCwjArFchs4SLaADDnafkp</a></p>	<p>交通安全に関する啓発動画を中心として、様々な動画がアップロードされている。</p>
---	--	--

生活安全に関するホームページ

機関名	タイトル・URL	内容等
<p>警察庁</p> 	<p>生活安全局  <a href="http://www.npa.ggo.jp/bureau/safetylife/index.html">http://www.npa.ggo.jp/bureau/safetylife/index.html</a></p>	<p>生活安全に関する様々な情報が掲載されている。</p>
<p>日本赤十字社</p> 	<p>WEB CROSS  <a href="https://www.tokyo.jrc.or.jp/application/webcross/movie.html">https://www.tokyo.jrc.or.jp/application/webcross/movie.html</a></p>	<p>救急法や幼児安全法、水上安全法などの動画が掲載されている。</p>
<p>奈良県警</p> 	<p>くらしの安全  <a href="http://www.police.nara.jp/category/1-0-0-0-0.html">http://www.police.nara.jp/category/1-0-0-0-0.html</a></p>	<p>不審者情報や、犯罪発生・不審者情報マップ、奈良県警察が発信している防犯情報誌等が掲載されている。</p>
<p>奈良県警</p> 	<p>ナポくんメール  <a href="https://service.sugumail.com/nara/">https://service.sugumail.com/nara/</a></p>	<p>奈良県警察が発信している、不審者情報・犯罪発生情報等。</p>